

深大寺城に関する一考察

—史料に見える呼称から性格を考える—

東京都立三田高等学校3年 いがらし 五十嵐 けいすけ 慧祐

1、はじめに

奈良時代以来の古刹として有名な深大寺は、深大寺そばや国宝に指定された銅造釈迦如来像（白鳳仏）が、また、その周辺には都立神代植物公園があり観光地として大変人気を博している。南方には神代水生植物園が存在し、その園内に深大寺城跡（図1参照）がある。深大寺城は東京市街地に所在するにも関わらず、遺構が比較的綺麗に保存されていることにより一定の注目を浴び、発掘調査も度々行われてきた。しかしながら、研究・考察が多いとはいえず、竹井英文氏も深大寺城の文献史学の観点からの考察にあたり、先行研究では不十分な点があったと述べている¹。よって本稿では、これまでの深大寺城跡に関する研究史を整理し、深大寺城は軍記物や書状においてどのように呼ばれたのかという観点からの考察を中心に、新たに気付いた点を挙げていこうと思う。そして、今後における深大寺城の研究が深まる一助になれば幸いである。

2、深大寺城の研究史

(1)文献史学

深大寺城の研究において、ほとんどの場合で取り上げられる史料が『河越記』である。『河越記』は一般的に軍記物とされるが、正確に言えば前半が軍記物、後半が河越（現・埼玉県川越市）の地理誌という形式をとる史料だ。以下はその前半の一節、深大寺城に関する記述がある部分である。

【史料1】²

こゝに上杉修理大夫朝興はとしごろ武州の國主として江戸の館のあるじとす。北條左京大夫平氏綱は今豆相の守護としてたがひに國務をあらそひ。鬪諍鋒楯する事年久し。（中略）上相匠作はいま河越の館に引籠て。十餘年の春秋を送りむかへぬ。いつよりか例ならずこゝちそこなひて。いにし夏卯月下旬とかや世をはやくさりぬ。嫡男五郎朝定生年十三歳にして代をつぎ。家をまもらしむとかや。異國には父母の喪三年不改父道を孝といへり。然るに七々ヶ日の服忌さへへずして。道をあらため兵をおこし。深大寺とかやいへるふるき郭を再興し。相州に向てこれをかこむ。

【史料1】を端的に示すと、上杉朝興は江戸城主であり、豆相両国（伊豆国・相模国）守護の北条氏綱と長年争っていた。朝興は（江戸城を奪取されたので）川越城で十数年過ごしたのち、去る卯月に亡くなった。そこで嫡男朝定が家督を継いで兵をあげ、深大寺の古い郭を再興し、相州（相模国、つまり北条氏に対して）に向かってこれ（北条氏か）をかこんだ、といったことである。これにより現存する深大寺城は、扇谷上杉朝定により³、北条氏に対抗せんがために天文六年（1537年）⁴「ふるき郭」を再興したものであるとするのが通説になっている。『河越記』の成立年代について同書の後半部分「于時天文六丁酉中の秋。ひとりあるつれづれ夜ながさのあまり。かすかなる灯をかゝげ。はかなき筆を染て當城名譽の地景を記し了。」とあることから二次史料とはいえども、時代の経過による史実との相違の流入は少ないと考えられている⁵。

【史料2】⁶

いつよりか例ならず心ちそこなひて、天文六年卯月下旬世をはやくさりて、嫡男五郎朝定、生年十三歳にして家をつぎ給ひぬ。ていれば、七々日の服忌さへ経ずして、道をあらためて兵をおこし、深大寺と云古城をさいこうし、氏綱へ向て弓矢の企もつばら也。

【史料3】⁷

同年七月、武州川越城主上杉朝定朝興男、于時十三才、父朝興カ遺言ニ任セ、仏事等ヲサシ置テ同國神太寺ノ古キ要害を取立、氏綱ヲ退治スヘキ企ヲス、

【史料4】⁸

武州の国司⁹上杉扇谷修理大夫朝興は度々の合戦に射負け、江戸の城をも責落され、不安思はれけれども力不及、如何にもして氏綱を亡さばやと、骨髓に徹して暮しけるが、重病を請て已に卒去せんとす。子息五郎朝定を初め、三田・萩谷以下の老臣を呼出し、遺言しけるは「吾已に定業の病に罹て命尽なんとす。汝等我遺言を髓に聞て背事なかれ。我れ死なば早々仏事作善の営よりも、先かれを退治して国家を可治」と庭訓を残して、天文六年卯月下旬朝の露と消玉ふ。子息五郎朝定生年十三歳にして家督を継て、父の遺言に任せ、仏事作善を抛て、先武州の神大寺と云処に要害を取立て城として、氏綱を退治せんとす。

【史料2】『北条五代記』、【史料3】『鎌倉九代後記』、【史料4】『北条記』は江戸時代になってから編纂された史料で、一定の信憑性が認められており¹⁰、これらも深大寺城は朝定が朝興の死後、「古城」、「古キ要害」、「古要害」を再興したものだとしている。その他、足利基氏が鎌倉公方¹¹に命じられてからの鎌倉における足利氏九代の間の事件を記した江戸時代初期成立の『鎌倉九代後記』¹²などの史料から、深大寺城は朝定の家臣・難波田弾正が築城した、という指摘がある¹³。一方で、天保元年（1830年）に幕府に提出された江戸幕府編纂の地誌『新編武蔵風土記稿』¹⁴では、城主を難波田氏としているが、【史料1】から【史料4】の文献には記されておらず、現在は否定的となっている¹⁵。また、天保五年（1834年）から七年（1836年）にかけて刊行された江戸及びその周辺に関する地誌『江戸名所図会』¹⁶は、「難波田弾正城址」を「深大寺大門松列樹の東の方の岡」、「深大寺の城跡」を「深大寺仏堂の後ろの方の山続き」としてそれぞれを別物だとしているが、どちらも寛永初年頃の軍記物『北条五代記』¹⁷の同一箇所を由緒としているため、現在これは編纂上の混乱による間違いであるとされている¹⁸。

(2)考古学

考古学の観点では青木一美氏らによって精力的に研究され、修復年代がほぼ確定できること、利用期間が短期間であること、遺構がよく保存されていることから、天文六年前後における城郭の標本になるとされた¹⁹。昭和三十二年（1958年）から測量調査が、同三十四年（1959年）からは九次にわたって発掘調査が実施され²⁰、平成に入ってから二度の調査が行われた。その後、平成十九年（2007年）までの深大寺城に関する研究史は、調布市教育委員会が発行した『深大寺城跡』にまとめられている²¹。

これまでの数回にわたる調査、特に昭和の調査においては多くの成果が収められた。まず一つ目には、深大寺城が三つの郭で構成されていたことが分かったことである。深大寺城は舌状台地の先端部分に立地しているため、南北及び東面は崖となっており天然の要害として活用されていた。よって、守りの薄い西側に空堀が掘られ防御性を向上させているのだが、従来、空堀は二本と考

られ、すなわち深大寺城は二郭でのみにより構成されていると考えられていた。しかし、発掘調査により二本の堀のさらに西側に新たな堀が発見され、これが第三郭を成していることが分かった²²。これにより具体的な縄張研究が可能になったのだ²³。

二つ目としては、軍記物において散見される「ふるき郭」が実在すると証明されたことだ。第二郭において、現状遺構つまり天文六年段階のものよりもさらに古い堀が検出された。それは一度埋め直された形跡があり、これこそが軍記物での「ふるき郭」だと比定された。これは発掘調査が文献史料を証明した例として重要である。また、「ふるき郭」はわずかにクランク（折れ）を伴っていることも分かり、規模やクランクの有無が再興後とは違っていることから、「ふるき郭」（第一期）と現状遺構（第二期）とではそれぞれ違うプランの下、城が築かれたとされている。竹井英文氏は第一期をつなぎの城、第二期を境目の城としたが²⁴、プランの違いは築城の際における城の性格想定の違いから生じたものではないだろうか。なお、「つなぎの城」は、本城と支城のように複数の城館を連絡する目的で設置された城館を指し、「境目の城」は、領域支配の際、様々な理由からその境目に設置した城館を指す²⁵。

発掘調査により、第一郭の堀は上幅6～7m、底幅0.4～1m、深さ約5mの薬研堀（堀の断面形状が、薬研のように逆三角形の形状を示す堀）²⁶で、第二郭の西の堀は上幅平均9m、底幅5～6m、深さ4.5mの箱堀（堀の断面形状が、箱型のように逆台形の形状を示す堀）²⁷であることが確認された²⁸。また、昭和の調査で初めて確認された第三郭の西の堀は、上幅5.5m、底幅2.5m、深さ2.5mであり、同じ堀の南部の屈折部では、上幅4.4m、底幅3m、深さ1.5mと、東二本の堀と比べると小さなものであった²⁹。そして、第二郭内で発見された「ふるき郭」は上幅5.15m、底幅2.4m、深さ2.4mの箱堀であることが確認された³⁰。「ふるき郭」は第二郭の南部から西部にかけて、現存の塁濠の線（つまり南側の虎口がある土塁）とほぼ平行に、クランクを伴いながら続き、その西端は現在の土塁の下（つまり第二郭と第三郭を隔てる土塁）に入り、第二郭内では再び確認できなかった³¹。このことから「ふるき郭」は第二郭と第三郭の間の堀の北寄りに続いていったのではないかと推察できる³²。また、「ふるき郭」の規模が東二本の堀より比較的小さい一方で、第三郭の西の堀が似たようなそれであったことは興味深い。第三郭に関するデータは少ないが、「ふるき郭」との関連性を今後考えていきたいところだ。

(3)小括

文献史学の研究史に戻るが、平成二十一年（2009年）に竹井英文氏が複数の書状を基に、「ふるき郭」は1490年前後、扇谷上杉定正が山内上杉氏と対立していた時期に、扇谷上杉氏側の城郭として存在したものと比定した³³。これにより遂に、二次史料と考古学調査から指摘されてきた「ふるき郭」が一次史料の面からも確認できたのである³⁴。

3、深大寺城はどのように呼ばれたのか

(1)「御城」と「要害」

本稿では深大寺城の規模・性格について考えたい。松岡進氏は北条氏領国内の古文書等における用語の意味付けを行い、同領国内の城館に関する用語を次の4グループに分類した³⁵。

- ① 大名による各地の支配の拠点となり、民政に深く関わる「城」
- ② 境目に分布し軍事的機能が突出する「要害」「地利」「新地」
- ③ 境目に分布し在地的・民衆的要素の強い軍事性を含む「寄居」「小屋」

④ 有事など限られた場合にのみ軍事的機能を果たす「屋敷」

このとき、①と②の違いについて考えよう。①について、「御城」という表現に関しては、「小田原御本城」（武州文書、『戦国遺文後北条氏編』（以下「戦」と略す）907ほか）、「にら山御城」（水口文書、戦576ほか）「玉縄御城」（陶山静彦氏所蔵文書、戦1482ほか）、「滝山御城」（三島明神社文書、戦1603）など、領主の主城が多く見られるとしている。また、「城」という呼称は領主の主城、すなわち「御城」を中心とした特定の城に対して用いられ、宿・市町が伴う場合が多いとした。一方、②は「葛西要害」（本田文書、戦750）、「相馬之要害」（守谷城、静嘉堂本集古文書シ、戦965ほか）、「富士之要害」（大宮城、富士文書、戦1355）があり、「城」と事例の重なりはあるが、主に境目に存在するなどの点が共通しているとした。つまり、「要害」は境目における対外的な軍事性が高いということである。

深大寺城は扇谷上杉氏の城郭だが、戦国期における南関東の城郭という観点から松岡進氏の研究を援用したい。

(2)二次史料から考える深大寺城

さて、再興前の深大寺城はどのように呼ばれていたのかを【史料1】から考えたい。史料中では、「深大寺とかやいへるふるき郭」となっている。ここでは、「城」とははっきりと示されていない。『河越記』を執筆したという「西脇」なる人物（同書後書き部分に「此河越記西脇作云云」とある。）は、川越城周辺の僧侶ではないかと指摘されており³⁶、同書成立が文中の事柄と時間の隔たりが小さいこと、「西脇」が関係者の話を基に記述した可能性の二点を考慮すれば、再興前の深大寺城は当時「城」とは呼ばれなかったのではなかろうかと考えられる。加えて、「神太寺ノ古キ要害」（【史料3】）、「神大寺と云処に要害を取立て城として」（【史料4】）という記述から、これは、上記のグループ②のように、民衆性が低く、軍事性が高かったことを示唆するものではないかとも言える。

さて再び『河越記』について検討したい。同書に登場する城館を指す表現は以下の通りだ。

（登場順に列挙、カッコ内は現在の一般的な呼称）

- ① 江戸の館（江戸城）
- ② 河越の館（川越城）
- ③ 深大寺とかやいへるふるき郭（深大寺城）
- ④ 河越の城（川越城）
- ⑤ 松山の城（武蔵松山城）
- ⑥ 衣川の館（衣川館）
- ⑦ 平安城（平安京）
- ⑧ 松山の館（武蔵松山城）

衣川館（奥州藤原氏の居館）と平安京はそれぞれ引用として登場している。さて、こうしてみると深大寺城だけ異質な感がある。一方でその他の城館は何々「城」もしくは何々「館」と記述されている。さらに川越城と武蔵松山城は何々「城」とも何々「館」ともされ、前者は「此城」、「郭」、「當城」と後者は「彼館」、「かの館」、「館」と、複数のパターンで表記されている。詳しく見ると、「城」もしくは「館」と表記されているものは一定以上の地位がある人物が城主を務めたグループとして分類できる³⁷。

上に川越城が「郭」と記述されたことを述べたが、その部分では「此城（筆者注：河越の館）は

これ朝定先祖の家老太田の道真といへるぞはじめて郭となしぬ。」というように太田道真が築城したばかりの川越城を「郭」としており、城主が誰かは関係なく「郭」と表記し、また『河越記』成立時の川越城が築城当初より増築されている可能性を考慮すれば³⁸、築城時の川越城の規模が小さかったからこそ「郭」と表現したのではないかといえる。考古学の項で述べたように「ふるき郭」の規模は現存のもの（再興後の堀）より小さい、よってすなわち城の規模も小さかったとする。その上でこの、川越城に関する考えに従えば、深大寺城が「古」かったときは規模が小さいので「ふるき郭」と、『河越記』の作者が記述した可能性を考えることができる。

各史料からは相模の北条氏に対抗するために深大寺城が再興されたことがわかる。立地としては、領国の境界線になる多摩川を南に臨み、北条氏側の動向が窺いやすかった。また、対岸には北条氏の小沢城が存在し（図2参照）、小沢城への牽制も狙っていたといわれる。丁度、「境目の城」である。再興前と再興後では規模が違うことは上で述べたとおりだが、【史料4】において深大寺城の再興前を「要害」、再興後を「城」としたのは、その規模の違いゆえではないだろうか。

(3)一次史料から考える深大寺城

【史料6】³⁹

一昨日十三、於小沢河原合戦勝利、敵討捕候、心地好候、深大寺祇候面々動雖不始事候、推察前候、小早河同心走廻被成尤候、一両人所江御感事可相越候、扱又一両日ニ鉢形近所へ可出陣候、隙明候者、急度可罷越候、謹言、

九月十五日 定正（花押）

篠窪三郎左衛門尉殿

これは、扇谷上杉定正が、小沢河原における合戦での諸氏の活躍に満足している意を家臣の篠窪氏に宛てて出した書状である⁴⁰。発給年号は長享二年（1488年）から延徳二年（1490年）のいずれかと明応三年（1494年）の可能性が指摘されている⁴¹。なおこれは、前述の竹井英文氏による「ふるき郭」の年代比定の根拠であり、つまり深大寺城が再興される前（第一期の深大寺城）に書かれたものだ。注目すべきは、「深大寺」の表記である。こちらでも「城」とは記されておらず、『河越記』で深大寺城を「城」と記さなかったことの根拠になり得る。

【史料7】⁴²

従矢野方之一書具被披見候、仍神奈川代官夫事、申届候処、越前被官沼上与申者相押候由候間、則越前ニ申付候、彼返事ニハ先度矢野方へ渡候時、在所之者并被官等迄違乱有間敷候由申付候、雖然召仕候者未断乃輩不及是非候間、急度矢野方へ可相渡候由、返事ニ申候、此上乃儀者代官夫事不及沙汰候、早々申付、可被召遣候由可被仰候、但於違乱之輩者、於彼在所可被加生涯候、此由具矢野方へ可被仰届候、就中倩夫一人之事、是者主知行与申、殊印判遣候上ハ、兎二角ニ別儀有間敷候条、堅可被申付候由存候、将又氏綱かたへ罷出候楯付馬之儀、兩人是をハ時分を計候て申調、可進候由可被仰候、再三申候共、彼書中ニ過間敷候間、従其方矢野方へ急度可被仰届候、尚以遺乱輩、在所之者ニても可被為生涯候、隋而河越衆神太寺へ陣を寄候由、此方へも申来候、殊外無人数之由申候、乍恐具不見届候間如何、自其方人を被遣、懇聞届、其上可承候、猶期面候、恐々謹言、

三沢九郎

七月三日

為昌判

こちらは、北条氏康の弟にあたる北条彦九郎為昌が家臣を通して矢野氏に宛てた書状で、内容は、武蔵国神奈川地域の支配に関することと、扇谷上杉氏の軍勢が深大寺に陣を寄せたことの二点である。書状の年代は深大寺城が再興された年、天文六年に比定されている⁴³。ここでも深大寺(神太寺)の地名は出てきているが、「城」とは明記されていない。再興後の深大寺城は再興前より大きいものとはいえ、北条氏つまり、敵側から見て深大寺城は「城」と呼ぶに値しないほど小規模だったということだろうか。「殊外無人数之由」を聞いたこともそう考えた一因だろう⁴⁴。その後、北条氏は深大寺城を無視して⁴⁵、直接河越を攻めるが、深大寺周辺には大した陣がないと判断した可能性はある。ただし、「具不見届」の報告の結果のため、再び北条氏が深大寺城を窺った旨の史料が発見されれば、この考えはおそらく否定される。

(4)検討への提言

では、松岡進氏の定めた③グループのように、在地的・民衆的性格はあったのだろうか。深大寺城は扇谷上杉氏の滅亡後、北条氏に使用されずに、まもなく廃城となった。周辺の民衆性が強ければ、民衆とともに城は、さながら大庭城の例のように利用される⁴⁶線もあろうが、その証拠は現在見つかっていない。発掘調査では廃城の時期よりのちの時代の遺物が確認されたが、僅かに過ぎないことから深大寺城の廃城後の使用は考えられていない。しかし当時の深大寺村の様子を知れる史料がない以上は、廃城後に周辺の住民らが深大寺城を何らかの形で活用しなかったと確実には言えず、その検討の余地があるだろう。

最後に、発掘調査により第二郭から建物群跡が発見され、建物内部に柱を立てることを出来るだけ避けていたことが分かった⁴⁷。そのため、城内に多くの人員を収容する目的であったと推測されている。しかし、【史料7】によると人は少なかったようである⁴⁸。ここから、扇谷上杉氏としては、当初深大寺城を要所にするつもりはあったが、他の境目の城の重要性が増し、深大寺城を手薄にせざるをえなかったという可能性が考えられる。

4、おわりに

筆者の経験・知識不足のため論文の体系性が薄くなってしまったが、本稿では、深大寺城の研究史の整理を行い、研究されてきた史料中における深大寺城の呼称から考察を挙げた。簡単に述べると、再興前(第一期)の深大寺城は要害的要素が強かったのではないかということである。また、深大寺城が使用されていた時期の在地性・民衆性についても考察したが、根拠が少なく、当時の深大寺村周辺の様子に関する研究の進展を望むところである⁴⁹。

さて、竹井英文氏は深大寺城の考察の最後に、深大寺城と相對する位置に存在する小沢城の研究の必要性を主張した⁵⁰。そこで筆者は、深大寺城以外の扇谷上杉氏方の境目の城と深大寺城との相違点についても研究する余地があると提言しよう。さすれば深大寺城の性格付けが深化していくことだろう。また、深大寺城の研究において欠かせないと言って良いほど多用される『河越記』の信憑性の有無や著者の「西脇」についてはっきりされれば、深大寺城の研究も確実性が増していくと考えるのである。

脚注

- 1 竹井英文「戦国前期東国の城郭に関する一考察：深大寺城を中心に」（『一橋研究』、34巻1号、2009年）
- 2 『河越記』（塙保己一『群書類従 第二十一輯 合戦部』、1931年、續群書類従完成會）
- 3 扇谷上杉氏関係の城跡から出土するものと同じ形態を有する「かわらけ」（土器のひとつ）が出土しており、深大寺城は扇谷上杉氏と大きな関係があることが考古学的に実証されている。（竹井英文「深大寺城」（峰岸純夫・斎藤慎一編『関東の名城を歩く 南関東編』、2011年、吉川弘文館）、生田周治「深大寺城の調査」（『東京都江戸東京博物館研究報告 第15号』、2009年））
- 4 扇谷上杉朝興の死が天文六年（1537）のことである。（『快元僧都記』、塙保己一『群書類従 第二十五輯 雑部』、1933年、續群書類従完成會）
- 5 竹井英文氏は前掲注1において河越記を江戸時代の二次史料としているが、出典となった『北区史』資料編古代中世2では天文六年八月成立としており、竹井氏の真意は不明である。なお、『河越記』の文学性から、これをたった一、二カ月で書き上げることは本当に可能だろうか、といった問題提起もある。
- 6 『北条五代記』七 北条氏綱と上杉定正合戦の事 第二期ノ二（萩原龍夫校注『北条史料集』、1966年、人物往来社、265頁）
- 7 『鎌倉九代後記』天文六年七月条（『新編埼玉県史』資料編8、第I編23号）
- 8 『北条記』巻第二 二〇 川越城責之事（萩原龍夫校注『北条史料集』、1966年、人物往来社、67頁）
- 9 ここにおける「国司」というのは単に古典的な表現をとっただけだと指摘されている。（萩原龍夫校注『北条史料集』、1966年、人物往来社、68頁注釈）
- 10 『北条五代記』・『鎌倉九代後記』の信憑性についての言及は前掲注1。『北条記』については、『小田原記』（北条記の別称）が『鎌倉九代後記』とほとんど同じスタイルかつ前者の存在が後者に先行することから同じく一定の信憑性があると言える。なお『小田原記』と『鎌倉九代後記』との関係性は、青木一美「深大寺城関係文献史料の再検討(1)」、『調布史談会誌 第12号』、1981年、を参考にした。
- 11 説明の出典（注12参照）である青木一美氏の論文中では「関東管領」としているが、一般には、関東管領は鎌倉公方の補佐役と知られており、文献によっては（例としては、笹山晴生・佐藤信・五味文彦・高埜利彦・ほか12名『詳説日本史 改訂版』、2017、山川出版社）、足利基氏は「鎌倉公方」に任ぜられたと解釈できる記述をする場合もあることから本稿では「鎌倉公方」の表記に改めた。
- 12 青木一美「深大寺城関係文献史料の再検討(1)」、『調布史談会誌 第12号』、1981年
- 13 東京都教育委員会『東京都の中世城館』、2013年
- 14 前掲注12青木論文
- 15 前掲注1竹井論文より。加えて難波田弾正が城主を務めた武蔵松山城と本城である川越城との直線距離に対して、川越城と深大寺城はその約二倍である。つまり武蔵松山城と深大寺城との直線距離は前者と川越城との直線距離のおよそ三倍近くになるのである（野付将貴氏（東京都立三田高等学校教諭）の指摘より）。両者の間にかなりの距離があることが分かる。
- 16 前掲注12青木論文
- 17 前掲注12青木論文

- 18 前掲注13
- 19 扇谷上杉氏滅亡後、後北条氏は深大寺城を活用しなかったのか、という点についてだが、府中市若松町の河内家に伝わる年暦不詳の記録（石井正義が命名した『府内旧記』）を根拠に、豊臣秀吉の北条氏征討において北条氏側が深大寺城に拠り、合戦さえも起こったとする説がある。しかし、史料中の誤情報の多さ、信憑性の薄さから青木一美氏が説を否定した。（青木一美「深大寺城関係文献史料の再検討(3)」、『調布史談会誌 第18号』、1988年）
- 20 調布市市史編集委員会『調布市史上巻』、調布市、1990年
- 21 調布市教育委員会『深大寺城跡』、2007年
- 22 前掲注20調布市史
- 23 竹井英文「深大寺城」（峰岸純夫・斎藤慎一編『関東の名城を歩く 南関東編』、2011年、吉川弘文館）
- 24 前掲注23
- 25 斎藤慎一「用語一覧」（峰岸純夫・斎藤慎一編『関東の名城を歩く 南関東編』、2011年、吉川弘文館）
- 26 前掲注25
- 27 前掲注25
- 28 生田周治「深大寺城の調査」（東京都江戸東京博物館 都市歴史研究室編『東京都江戸東京博物館研究報告 第15号』、東京都江戸東京博物館、2009年）
- 29 青木一美「東京都調布市深大寺城跡発掘調査の成果と若干の考察」（『日本城郭史論叢』、雄山閣出版、1969年）
- 30 前掲注1竹井論文
- 31 前掲注29青木論文
- 32 第二郭と第三郭の間の堀に南向きに続いていったとも考えられなくもないが、深大寺城の南側は斜面であるため、北向きに続いたと考える方が妥当であろう。
- 33 前掲注1竹井論文
- 34 かつては、武蔵国司蔵宗居館説、元弘の乱における幕府方陣地説、正平七年（1357年）（武蔵野合戦）から正平十二年（1358年）（矢口ノ渡での謀殺）までの新田義興陣地説などがあった。（青木一美「深大寺城関係文献史料の再検討(3)」、『調布史談会誌 第18号』、1988年）
- 35 松岡進「氏康期の北条領国における城館と戦争」（藤木久志・黒田基樹編『定本 北条氏康』、2004年、高志書院）
- 36 埼玉県『新編埼玉県史』資料編8、中世4、記録2、埼玉県、1986年。『河越記』の仏教思想に基づいた記述を根拠としている。加えて、『河越記』の後半、「こゝに寺あり。延暦寺を移して遠は慈覺の建立たり。時きはまり佛法すたれてはるかに天台名を忘しを。近くは尊海僧正とて重て當寺の開基として。法をあらため家ををこして。星野山無量壽寺と號する事二百餘歳なり。」の記述において「星野山無量壽寺」を「當寺」（当寺）としており、実際に埼玉県川越市小仙波町に星野山無量壽寺が天台宗の寺院として存在することから、「西脇」はこちらの僧侶であったのではないかと考えることも出来る。
- 37 江戸城は、扇谷上杉朝興（前掲注2）、事実上の城代は扇谷上杉氏宿老の太田資高（谷口榮「江戸城」（峰岸純夫・斎藤慎一編『関東の名城を歩く 南関東編』、2011年、吉川弘文館））。川越城は、扇谷上杉朝興、朝興死後は扇谷上杉朝定（前掲注2）。武蔵松山城は、難波田弾正

- (村上伸二「松山城」(峰岸純夫・斎藤慎一編『関東の名城を歩く南関東編』、2011年、吉川弘文館))
- 38 川越城は自然地形に従い西方へ拡張されていった。三ノ丸や西ノ郭の拡張のような大規模な改修はそれぞれ後北条氏支配時代や松平信綱が忍城から転封されたあととされているが(川越市総務部市史編纂室編『川越市史』、第2巻中世編、川越市、1985)、その自然地形を生かすために小規模な改装程度ならばあったと考えられる。
 - 39 「上杉定正書状写」(『北区史』資料編古代中世1、242号、加賀国古文書七)。なお、竹井英文氏が『北区史』の翻刻の誤りを正したものを参照した(前掲注1竹井論文)。
 - 40 前掲注1竹井論文
 - 41 前掲注1竹井論文
 - 42 「北条為昌書状写」(『北区史』資料編古代中世1、328号、紀伊国古文書藩中古文書十二)
 - 43 前掲注1竹井論文
 - 44 野付将貴氏(東京都立三田高等学校教諭)が、詰め人数が少なく、すなわち城の規模も小規模だったのではないかというように指摘された。
 - 45 青木一美氏は深大寺城周辺で小競り合いぐらいはあったとしている。(同氏「深大寺城関係文献史料の再検討(2)一牟礼高橋家史料を中心に一」、『調布史談会誌 第16号』、1985年)
 - 46 大庭城はもともと扇谷上杉氏の城であったが、廃城後、町民により避難所・集会所として保存されてきた。(伊藤正義「大庭城」(峰岸純夫・斎藤慎一編『関東の名城を歩く 南関東編』、2011年、吉川弘文館))
 - 47 前掲注20調布市史
 - 48 前掲注44参照のこと
 - 49 深大寺城の崖下から野川までの立川段丘には、古代から中世にかけての集落が分布していることが考古学的に確認されている。この地に存在する虎柏神社と祇園寺の、それぞれ深大寺城及び深大寺との関連性から、佐須の集落の歴史の古さが指摘されており、佐須の集落が、深大寺城の位置する舌状台地を利用した可能性を再検証することが必要だと説かれている。(前掲注28)
 - 50 前掲注1竹井論文

なお本稿の執筆にあたり、東京都立三田高等学校教諭・野付将貴氏に多くの助言を頂いたことをここに記し、深くお礼を申し上げます。

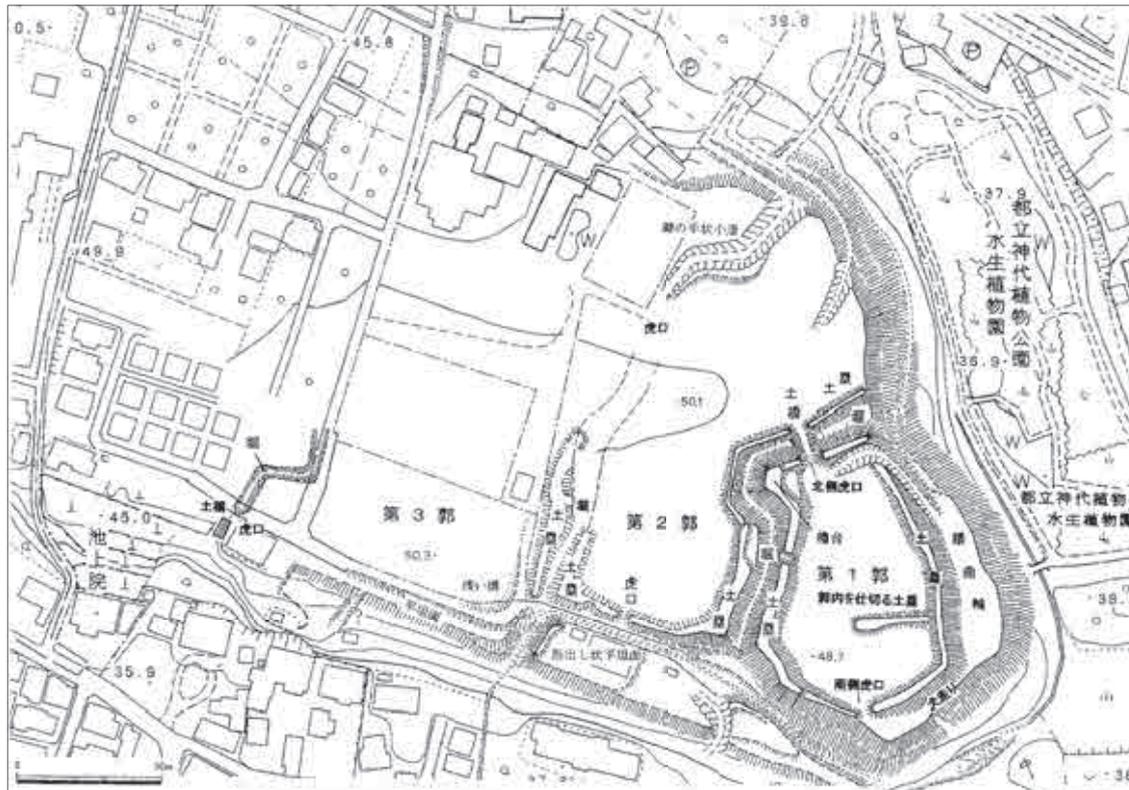


図1 深大寺城の構造図（縮尺：1,500）※現況の地形は明朝体で表示した（調布市教育委員会『深大寺城跡』より引用）



図2 深大寺城と小沢城の位置関係（国土地理院『1：25,000溝口』に加筆）

作延城の構造と築城年代に関する研究

—幻の城の実像に迫る—

専修大学附属高等学校 3年 すえたけ こうた 末武 宏太

はじめに

作延城は神奈川県川崎市高津区下作延の丘陵地にあった城郭である。江戸時代から昭和時代初期までは堀、土塁、櫓台、井戸などの遺構が残されていた。現在は1943年に開園した緑が丘霊園の開発により、遺構は破壊され一切残されていない。遺構がないため、作延城に関する情報は遺構が残されていた時代の地誌からしか判明しない。そのため、『日本城郭大系』や西ヶ谷恭弘氏の『神奈川県城』などの先行研究では城主や歴史に関する研究だけで城郭の構造に関する研究は行われていない。園内にある案内板でも、作延城の構造については指摘していない。だが、緑が丘霊園の開発前の地図や空中写真などの資料や伝承に残された遺構の情報、築城年代の考察から失われた作延城の姿を復元することが可能であると考えられる。

そのため、本稿では作延城に関して記載している地誌を調査する。それらの地誌から作延城の城主を再考証し、その考察結果から築城年代を特定する。さらに、築城された年代と同年代の城郭との比較、地図、空中写真から作延城の縄張りを復元する。作延城という呼称は近年のものであるが、城が使用されていた時代の呼称が判明しないため、本稿でも作延城と統一して表記する。

第一章 作延城に関する地誌

調査した結果、江戸時代の『新編武蔵風土記稿』、明治時代の「皇国地誌」と『大日本國誌』の三つの地誌で作延城に関する記載をしていることが判明した。そこで本項では、作延城に関して記載した地誌を取り上げる。

1. 『新編武蔵風土記稿』

『新編武蔵風土記稿』は江戸幕府の昌平坂学問所地誌調所によって編纂された江戸時代後期の武蔵国の地誌である。廻村調査や地元提出の書上帳をもとに執筆、編集された。この書の橘樹郡上作延の項に古城址という史跡の記載がある。

古城址

村北延命寺背後の山なり、此所から堀の跡と覺しき所あり、故に其邊の字を城山堀と云、又字に矢倉塚天守臺など云所あり、相傳ふ稲毛三郎が居壘なりと、させる證あるにあらず、按に天守は織田信長の頃より始まりしと云、稲毛三郎時代にはあるべからず此邊はかの人の領せし跡なる故にや、壘跡さへあれば附會するもの多きならん、因に云此邊の俗にて婚姻の席には必謠ひものあり、それは稲毛三郎が妻の嫁せしとき、鎌倉より召連し下部の謠ひし歌なりと云、其風調いと古實なることなり、⁽¹⁾

この項では堀の遺構があるとし、城山堀、矢倉塚天守臺という小字があるとしている。作延城の城主として稲毛三郎重成という人物を挙げているが、この項の筆者は懐疑的にみている。さらに、稲毛三郎重成に関する伝承として、昔から伝わる歌があるとしている。

2. 「皇国地誌」

皇国地誌は明治初期の地誌編纂事業である。明治新政府が各府県に郡内の村すべてについて調査

報告書の提出を命じた。1884年に打ち切られ、残稿は東京帝国大学に所蔵されていたが、関東大震災により大半が焼失した。川崎市民ミュージアムの『村況史料集下』に残稿の一つである「上作延村皇国地誌」が掲載されている。この地誌に作延城跡に関する記載がある。

古跡

出丸墟ト称ス、東西^百五十七間、南北^六四十間、面積二千二百八十坪、本村中央字北原第百四十番地ニシテ、地形ハ北ニ日向山ヲ負ヒ、南ハ谷川ヲ帯フ、遺壘・櫓・塚及古池ノ形現今尚ホ存在セリ、伝ヒ云フ、元久元年杵形山ノ城主稲毛三郎重成、源実頼ノ命ヲ以テ此ニ出丸を新設ス、后チ文明十八年上杉定政ノ臣三田筑後ナル者、該地ニ住居ス、其子三田清ニ至テ北条氏照ニ属ス、後チ農民ニ降り此地ニ茅屋ヲ築キ、世々子孫ニ伝フ、三田筑後ナルモノハ嵯峨天皇第十二皇子、贈正一位河原左大臣源融公ノ末孫ナリト云フ

この地誌では、作延城跡を出丸跡と呼び、規模や詳細な場所を記している。城主については『新編武蔵風土記稿』と同様に稲毛三郎重成の伝承を挙げている。さらに城主として三田筑後という人物を挙げている。この三田筑後は上杉定政の家臣で、息子の三田清は北条氏照の家臣となり、後に農民となったという。

3. 『大日本國誌』

『大日本國誌』は皇国地誌事業の際に収集された地誌の残稿を、ゆまに書房が翻刻版として出版した書籍である。全14巻の『大日本國誌武蔵国』に作延城址という項がある。

作延城址

橘樹郡上作延村字北原ニアリ東西三拾壹間南北四拾間面積大約三百三拾坪北ニ日向山ヲ負テ南ニ谷川アリ壘濠ノ址及古井アリ里傳之稲毛重成ノ支城ニシテ後文明十八年丙午上杉氏ノ臣三田某筑後守之ニ居リ其子某ニ至リ北條氏照ニ属ス天正中北條氏亡後此地ニ帰農スト⁽³⁾

主に「上作延村皇国地誌」と同様な内容になっているが、城跡の規模については東西の距離と面積に違いがある。

第二章 作延城の城主

前項では作延城について記した地誌を取り上げた。これらの地誌では作延城の城主であった可能性が高い人物を複数人挙げている。だが、それらの人物を城主とする根拠の大半が村に伝わる伝承である。伝承の中には長い年月により内容が変化しているものも多い。そのため、本項ではこれらの地誌や、「小田原衆所領役帳」などの史料、伝承から作延城の城主を明らかにする。

1. 稲毛三郎重成

稲毛三郎重成は鎌倉時代初期の鎌倉幕府御家人であり、現在の神奈川県を占めていた稲毛荘の領主である。前述した通り作延城は、複数ある稲毛三郎重成の居館、居城の一つであったとされている。「皇国地誌」では稲毛三郎重成が作延城を築いた年代について元久元年としている。さらに地誌の記録以外にも、作延には稲毛三郎重成に関する伝承、地名が多く残されている。作延城跡の南東にある赤城社の社伝によれば、稲毛三郎重成が第六天魔王を文治元年に祀ったのが赤城社のはじまりだという。下作延には鍛冶谷という小字があり、そこは稲毛三郎重成が鍛冶職人を住ませた所だという。さらに、稲毛三郎陣屋⁽⁴⁾という小字が残されており、『川崎地名辞典上』ではクイーンハイツ久地周辺の呼称としている。このように作延には稲毛三郎重成に関する伝承が多く残されており、この場所が稲毛三郎重成の本拠地であったと考えられる。これらの伝承から、城郭研

究者の西ヶ谷恭弘氏は作延城が稲毛三郎重成の出城だとしている⁽⁵⁾。だが、実際に居館を置いたのは作延城ではなく稲毛三郎陣屋と呼ばれる丘陵地であると考えられる。「皇国地誌」では源実朝が築城を命じたとしているが、鎌倉時代の記録である『吾妻鏡』にそのような記述はない。さらに、「皇国地誌」では作延城の築城年代を元久元年としているが、このような詳細な伝承が残されているならば『新編武蔵風土記稿』に記載されるはずである。源実朝が築城を命じたという記載も同様である。

これらのことから、稲毛三郎重成は作延城の城主ではなく、居館を置いたのは稲毛三郎陣屋と呼ばれる場所であると考えられる。稲毛三郎重成を作延城の城主とする伝承は、作延に残る伝承や地名、城跡から派生したものであると考えられる。

2. 三田筑後守

「皇国地誌」、『大日本國誌』による三田筑後守の経歴は前項に記した通りである。『新編武蔵風土記稿』には作延の三田氏に関してこれらの地誌とは異なる記載をしている⁽⁶⁾。『新編武蔵風土記稿』の上作延村旧家の項によると、作延の三田氏は弾正憲清の弟の子孫であり、先祖の遺物として八王子の鍛冶が作った薙刀が残るといふ。弾正憲清という人物は、鎌倉時代から奥多摩、青梅を支配した豪族の三田氏である三田憲清だと考えられる。この三田憲清の一族は山内上杉氏の家臣であった。このように『新編武蔵風土記稿』では作延の三田氏の先祖が山内上杉氏に仕えた三田氏であるとしている。だが、「皇国地誌」では、作延の三田氏の先祖である三田筑後守は上杉定政に仕えたとしている。この上杉定政は上杉定正の誤字であると考えられる。上杉定正は扇谷上杉氏であり、先祖が山内上杉氏に仕えていたといふ『新編武蔵風土記稿』との記載との食い違いが生じる。武蔵国における三田氏の一族は山内上杉氏の家臣であり、記録上で扇谷上杉氏の家臣に三田氏はみられない。三田氏の先祖が扇谷上杉氏に仕えていたとする「皇国地誌」では、三田筑後の息子が北条氏照の家臣になったとしている。実際北条氏照の家臣となった三田姓の人物は複数存在する。しかし、家臣となったのは元々山内上杉氏の家臣であった三田氏である。

これらのことから、「皇国地誌」で、作延の三田氏の先祖を扇谷上杉氏の家臣とするのは誤りであり、実際の先祖は山内上杉氏に仕えた三田氏であると考えられる。「皇国地誌」にある、北条氏照に仕えたといふ奥多摩青梅の三田氏に関する記載から、三田筑後守と三田清も実際は山内上杉氏の家臣であった可能性が高い。ところで、作延は北条氏綱が支配するまで、扇谷上杉氏の所領であった。そのため、作延に三田氏が住むようになるのは北条氏の支配後の大永年間以降ということになる。だが、北条氏綱による領土拡大の頃には後述する増田氏が作延の領主であった。三田清をはじめ多くの三田一族が北条氏照の家臣となったことや『大日本國誌』の記載から、北条氏が滅亡するまで三田氏は武蔵国多摩に居住していたと考えられる。北条氏の滅亡後、作延に移り農民となったのだろう。日本地名研究所の『川崎地名辞典上』によると、三田氏に関連する社伝や伝承が出現するのは江戸時代以降⁽⁷⁾である。このことも北条氏の滅亡後に三田氏が作延に移住してきたといふ裏付けとなる。

このように三田筑後守は山内上杉氏の家臣と考えられ、作延城とは無関係であると考えられる。江戸時代の『新編武蔵風土記稿』と明治時代の「皇国地誌」、『大日本國誌』の記載に食い違いが生じるのは、年月により伝承の内容が変化したことが原因であろう。

3. 増田

増田は『小田原衆所領役帳』に作延の領主として記録されている人物である。『小田原衆所領役帳』は北条氏康が太田豊後守らに命じて永禄2年に作成させた台帳である。内容は主に家臣の所領や貫高、郷村名である。この台帳の小机衆の項に、増田が作延70貫を所領していたことが記録されている。小田原城に本拠地を置く北条氏は領土を拡大させると同時に小田原衆、江戸衆、玉縄衆など主要な城を中心とした家臣団を編成しており、小机衆も小机城を中心に現在の神奈川県川崎市、横浜市あたりを小机領として支配していた。

増田氏に関する伝承は作延に多く残されており、増田駿河守満栄という人物が挙げられる。『新編武蔵風土記稿』では、増田駿河守満栄は北条氏綱が武蔵国まで領土を拡大したころから作延を所領しており、下作延の百姓にこの人物の子孫がいるとしている。さらに、下作延村の円福寺は増田駿河守満栄が大永2年に建立したものだという。その円福寺の東には増田駿河守満栄の屋敷跡とする場所があるとしている。増田駿河守満栄は永禄元年6月16日に死去し同郡内の能満寺に葬られたという。現在でも能満寺には増田家の墓がある。

このように、作延には増田氏に関する伝承が多く残されているが、『小田原衆所領役帳』は永禄2年に作成されており、それは増田駿河守満栄の死後のことである。そのため、増田駿河守満栄と『小田原衆所領役帳』の増田は同一人物であるとは考えにくい。この二人が同じ一族であれば、『小田原衆所領役帳』の増田は増田駿河守満栄の息子である可能性が高い。天正13年の小机城主北条氏光の書状には増田将監という人物の名がある。このことから、増田駿河守満栄の死後、増田氏が小机衆として存続していたことがわかる。増田将監の領地は記録にないが、増田氏の子孫が下作延村にいることなどから、作延を所領していたと考えられる。そのため、『小田原衆所領役帳』の増田は増田駿河守満栄の息子であり、年代からみて増田将監と同一人物であると考えられる。天正18年に北条氏が滅亡すると、増田氏も作延で帰農したのだろう。

増田氏が大永から天正の北条氏滅亡まで作延を所領していたと考えられるが、増田氏を作延城城主とする史料、伝承はない。北条家家臣の居城、居館について伊禮正雄氏は『後北条氏の研究』において、家臣にとって最高貫数の所領内に家臣の居城、居館がある例が46あるとしている⁽¹⁰⁾。さらに、北条家家臣の多くが所領内に居城を造っていると指摘している。実際、増田氏が所属する小机衆の家臣達は小机領内に小机城の支城を所有している。茅ヶ崎城、佐江戸城などが支城と考えられている。『川崎市史』では増田の貫数から、増田には数十人の直属の兵士がいて、領内に城を所有していた可能性が高いとしている。

これらのことから、増田が作延に城を所有していたと考えられる。城主としては、増田駿河守満栄と息子の増田将監が考えられるが、築城がこの二人によるものかは伝承、史料からは判明しない。小机城の支城である茅ヶ崎城は小机衆の座間氏が入城する以前の築城と考えられており、作延城も増田氏以前に築城された可能性がある。そのため、次項の作延城の構造に関する考察結果と比較し築城年代を考察する。

第三章 作延城の構造

1. 遺構について

作延城跡は図1のように延命寺裏の現在緑ヶ丘霊園がある山とされているが、霊園の造営で遺構はすべて破壊されてしまった。遺構が失われる以前に実地調査が行われておらず縄張りも判明しない。そのため、作延城の先行研究では城郭の構造について考察されていない。だが、地誌に記載された遺

構の情報、古地図、空中写真、他城郭との比較から、ある程度の復元が可能であると考えられる。

まず、地誌の城跡に関する記載と地名から破壊前の遺構の状況を確認する。『新編武蔵風土記稿』、「皇国地誌」、『大日本國誌』の遺構に関する記載をみると、堀、土塁、櫓台、井戸の跡が残っていたという。作延城跡周辺の小字、通称地名としては、城山、城山下、空堀、天主台、城山堀、物見、矢倉塚などが確認できる。遺構の記録と地名を比較すると、堀が城跡の印象的な遺構であるとわかる。天主台という小字があるが、作延城に天守が建てられていたとは考えにくい。ところで、矢倉塚、物見という地名があり、櫓台の跡があったという。天主台という小字は、形状が似ている櫓台の跡から名付けられたと考えられる。このような例は東京都多摩市の関戸城跡でも確認できる。

このように地誌と地名から作延城には堀、土塁、櫓台、井戸の遺構が残されていたことがわかった。

2. 空中写真と古地図

城郭研究では、現在失われた遺構と地形を確認するために戦前に軍が撮影した空中写真や地形図を参考にすることが多い。本稿では作延城跡の遺構が緑ヶ丘霊園の造営で破壊されたのが1943年頃であるため、それ以前の空中写真と古地図を参考にする。まず、図2の明治14年2月に作成された明治前期測量2万分1フランス式彩色地図を参考に開発前の地形を確認する。この地図によると、作延城跡がある山は台地状で丘陵地の先端にある独立した場所であるといえる。さらに、明治14年にはこの場所は畑地となっていたとわかる。作延城の廃城後に畑地になったのだろう。

次は図3の1939年12月15日に陸軍が撮影した空中写真から遺構を探す。台地上は明治14年と同様に畑地となっている。ほとんどが畑地となっている中、台地上の北方に北から南に伸びた細長いクランク状の草が生えた場所がある。この場所の影と周辺の木の影とを比較すると凹状になっていることがわかる。さらに、図4の1941年の空中写真にも同様の地形がみられる。堀に関する地誌の記載や地名から、この凹状の地形は空堀の遺構であると考えられる。堀の地形が確認できるのはこの場所だけだが、築城当時はさらに南までこの堀が続いていたと考えられる。図5の明治39年測図の地図をみると、前述したクランク状の堀跡が農道として利用されていたことがわかる。台地上の農道が堀跡の名残であるならば、この農道から堀全体の形が判明すると考えられる。この農道は北から南へまっすぐ続き台地上の中央で90度西に曲がり、そのまま台地の縁沿いに続いている。この形状は図3と図4の空中写真でも確認でき、臨時的な道ではなく、長い間利用されていることがわかる。これらの道と、形状が確認できた堀跡を総合すると、図6のような堀を復元できる。

このように、台地上には地誌の記載と地名の通り堀跡が開発前に残っており、この堀は台地上の一部を囲うように造られていたことがわかる。そうすると、堀の内側が作延城の範囲であるといえる。ところで、図5の地図では台地上の城の範囲を広葉樹林とし、それ以外を桑畑としているが、図3の1939年の空中写真では台地上全体が畑になっている。このことから、1906年まで作延城跡は手付かずとなっていたが、1939年までに畑が広げられたと考えられる。空中写真で土塁や堀の遺構が一部しか確認できないのは、畑の拡大で土塁の土による堀の埋め戻しなどの破壊があったためであろう。



図1 作延城跡（城山あたり）



図2 明治前期測量2万分の1フランス式彩色地図



図3 1939年空中写真



図4 1941年空中写真



図5 明治39年測図地図

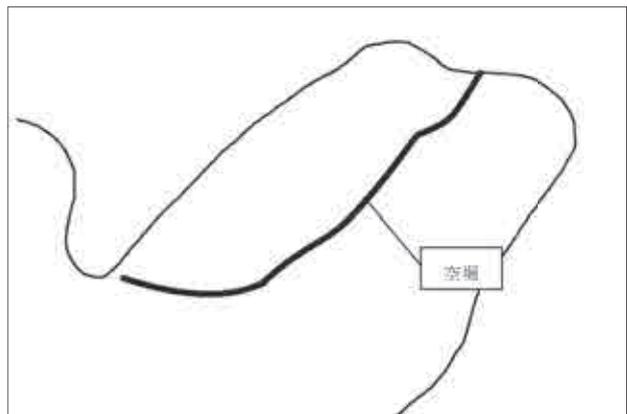


図6 空堀概念図

3. 城の面積

堀跡の特定により、城跡の範囲が判明した。だが、判明した堀以外にも埋められた堀が存在し、城跡の範囲がさらに広がった可能性がある。前述した「皇国地誌」は明治11年に作成されており、遺構がよく残っていた時期の地誌であるといえる。さらに『大日本國誌』は作成時期が不明であるが、遺構の情報が記載されており、「皇国地誌」と作成時期が近いと考えられる。そのため、「皇国地誌」、『大日本國誌』に記載された城跡の面積と比較する。これらの地誌から城跡の面積を示す記載を挙げると図7の表ができる。なお、1間は1.8メートル、として計算した。「皇国地誌」には東西と南北の距離の記載があるが、その距離には訂正がされている。その訂正された距離も表に反映した。

図7の表、地誌から両地誌に記載された東西南北の向きと実際の方角には少々ずれがあると、城跡の項とそれ以外の項から考えられる。その上で図7と考察した城の範囲を比較すると「皇国地誌」の訂正される前の東西南北の距離が図6の堀の内側の東西南北の距離とほぼ一致することがわかる。対して、訂正された東西南北の距離は作延城跡がある台地上の東西南北の距離と一致する。これは、訂正前の距離が作延城跡を表し、訂正後の距離が台地上全体を表していると考えられる。これは、「皇国地誌」の城跡の面積が、訂正前の東西南北の距離を長方形の長辺短辺として計算した場合の面積と一致することからも裏付けられる。

一方、『大日本國誌』に記載された面積であるが、南北の距離は「皇国地誌」と一致するものの、東西の距離、城跡の面積にはずれがある。とくに面積は「皇国地誌」の記載と比べて極端に狭い。空中写真で確認できる堀跡から考えて、この面積であったとは考えにくい。これは、編纂者の誤記であると考えられる。

このように、堀跡から考察した城の範囲が地誌の距離、面積と一致しており、文献史料から考察が裏付けられたといえる。

地誌	備考	距離・面積(間・坪)	m・m ²
「皇国地誌」		東西57間	102.6m
''		南北40間	72m
''	訂正	東西157間	282.6m
''	訂正	南北60間	108m
''		面積2180坪	7194m ²
『大日本國誌』		東西31間	55.8m
''		南北40間	72m
''		面積330坪	1089m ²

図7 「皇国地誌」・『大日本國誌』面積表

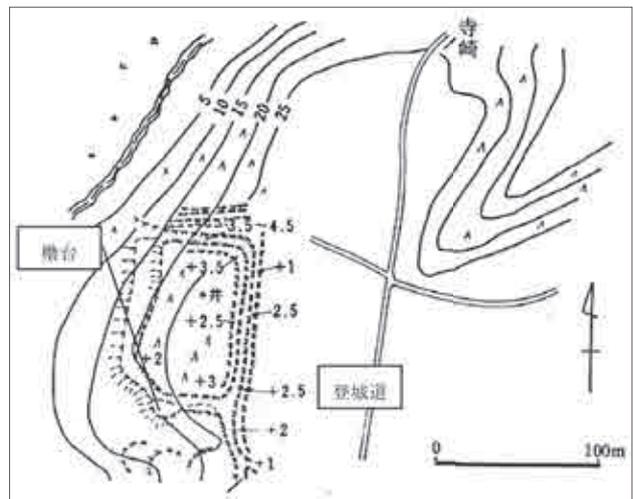


図8 用替ヶ丘砦縄張り図に加筆

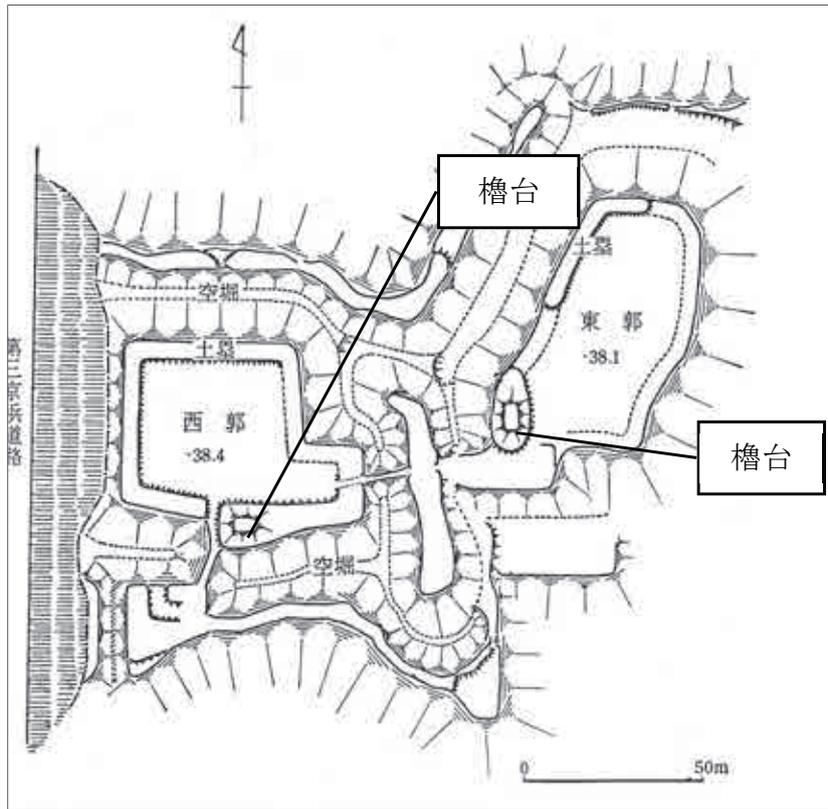


図9 小机城縄張り図

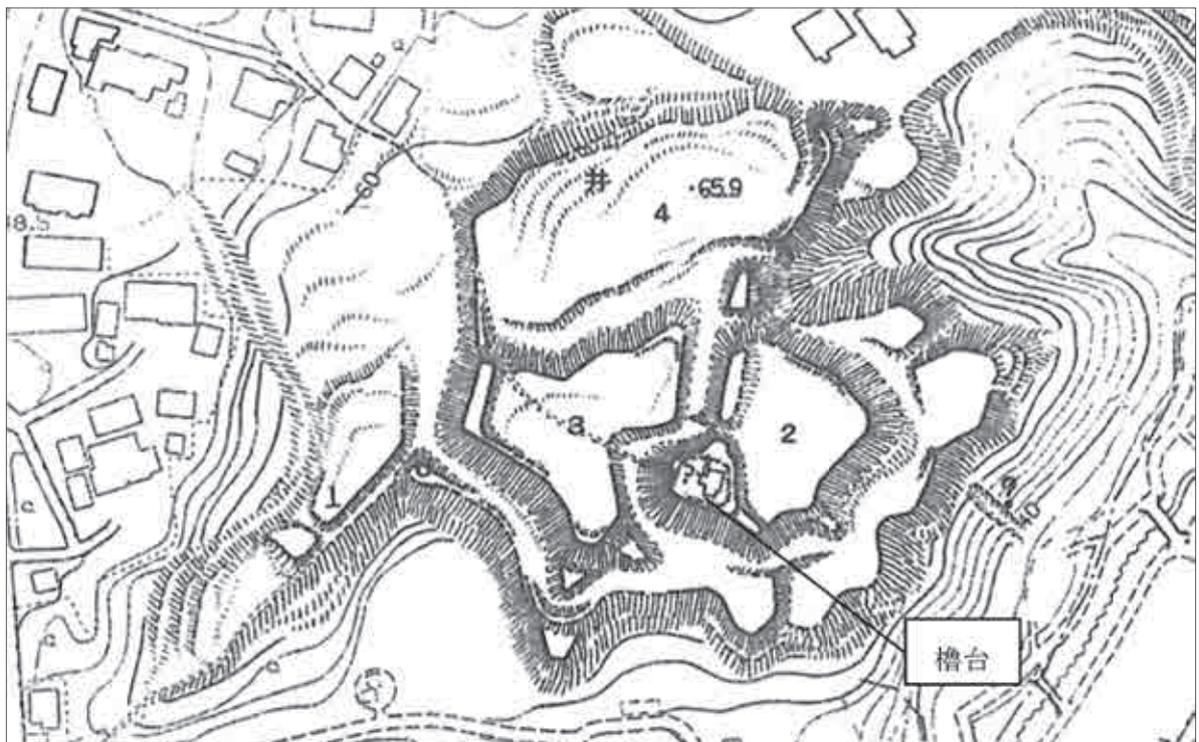


図10 沢山城縄張り図

4. 土塁・櫓台・井戸の位置

ここまで、堀の形状を地誌の記載や古地図、空中写真、記録された面積などから考察した。地誌によると、堀の他に土塁、櫓台、井戸の跡があったという。これらの遺構は地誌、古地図、空中写真からでは詳細な場所を特定することができない。そのため、縄張りや立地が酷似する他城郭との比較からその姿を考察する。

まず、土塁の形状を考察する。主に土塁は、敵の侵入を防ぐために堀を掘ってでた土を盛り造る障壁である。ここで、作延城と縄張り、立地がよく似ている用替ヶ丘砦を取り上げる。用替ヶ丘砦は、千葉県佐倉市太田にあった城郭で、1455年から1484年まで馬加康胤が居城したとされる。『日本城郭大系』に掲載されている図8の用替ヶ丘砦の縄張り図をみると、城は台地状の丘陵地の縁に築かれており、堀で囲まれていることがわかる。縄張り、立地共に作延城と酷似している。図8をみると、用替ヶ丘砦は空堀の内側、つまり空堀と城内の間に土塁を築いている。このような土塁の形状は中世城郭で一般的なものであり、防御上一番効果的な土塁の使用方法であるといえる。そのため、作延城の土塁も空堀の内側に築かれていたと考えられる。

次に櫓台について考察する。櫓台はその名の通り、敵の監視、侵入者への攻撃を行う櫓を設置した台である。櫓台は近世城郭になると、石垣を伴った恒久的な構造へと変化したが、中世城郭では台上の面積が広くなるように土を盛った構造である。櫓台は主に、天守台を除いて曲輪の中で一番高く築かれる構造物である。作延城でも、前述したように地誌、地名から櫓台が遺構の中で印象的なものであったと考えられる。だが、その遺構が現在失われ、空中写真でもその存在を確認できない。

ところで、図8のように用替ヶ丘砦では城に入る登城道は、城の西斜面の下から城の南東に続いていたと考えられている。用替ヶ丘砦の櫓台はその登城道を見下ろすように造られていた。さらに、その櫓台は用替ヶ丘砦の出入り口、つまり虎口の傍にあることがわかる。このような、登城道や虎口を監視する設置例は、作延城周辺だと後北条氏もしくはその家臣が築城、改修を行った城に共通してみられる。まず、同じ小机領の図9の小机城の櫓台は曲輪に入る虎口の隣に設置されている。さらに、東京都町田市にある沢山城でも図10のように同様の設置例がみられる。これらの城郭以外でもこのような櫓台の設置例は多くみられる。

このように、虎口または登城口を監視するように櫓台が設置される例が用替ヶ丘砦、小机城、沢山城でみられたが作延城も同様の設置例であると考えられる。まず、作延城の登城道を考察する。作延の最も古い地図である明治前期測量2万分1フランス式彩色地図をみると、台地北の道から城跡の南西の台地上に道が続いている。作延城の北にある道は古道とされており、築城当時は交通の要衝であったと考えられる。登城道が廃城後に農道などに再利用される例は多い。そのため、この道が作延城に続く登城道であると考えられる。構造が酷似する図8の用替ヶ丘砦では、登城道を見下ろすように櫓台が築かれている。そのため、作延城でも図11のように登城道を見下ろし、台地上から虎口を攻める敵に攻撃を仕掛けるような櫓台があったと考えられる。

最後に井戸の跡についてであるが、井戸は多くの城において、城内もしくは城の近くに設けるといふ共通点しかもたない。城を築く場所によっても水が湧く場所は異なる。そのため井戸の場所は他城郭との比較では判明しない。作延城でも籠城に備えて井戸を設けていたはずだが、地誌には井戸の跡とするだけで詳細な場所を記してなく、空中写真でも井戸は確認できない。そのため、井戸の詳細な場所は考察不可能である。

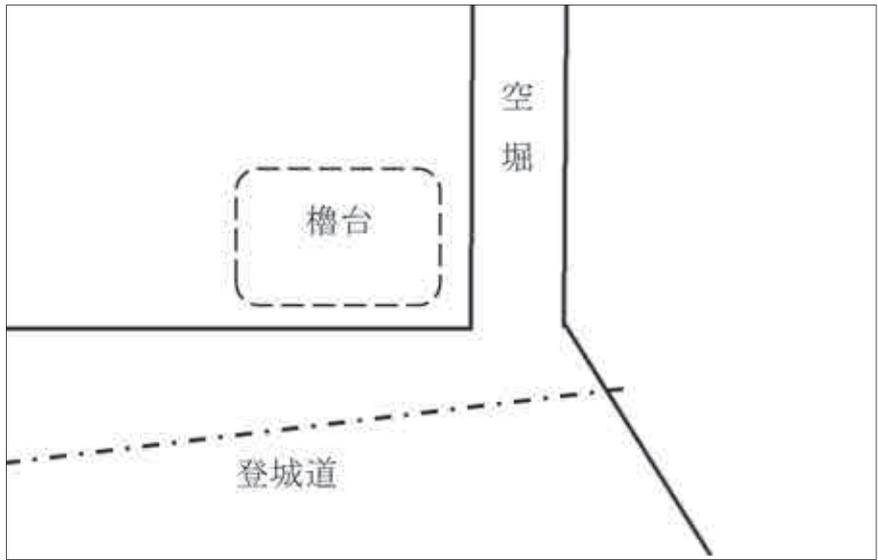


図11 作延城檜台概念図

5. 作延城推定縄張り図

ここまで、地誌に記載された、堀、土塁、檜台、井戸の跡の考察を行った。その考察結果を総合すると図12のような推定復元縄張り図を作成できる。主に図2の明治前期測量2万分1フランス式彩色地図をベースに等高線、登城道などを作図した。城外から城内に堀を渡って入る土橋は地誌、空中写真からでは判明しないため、推定で復元した。次の項では、前項の城主の考察と、この推定復元縄張り図を参考にし、作延城の築城年代を考察する。

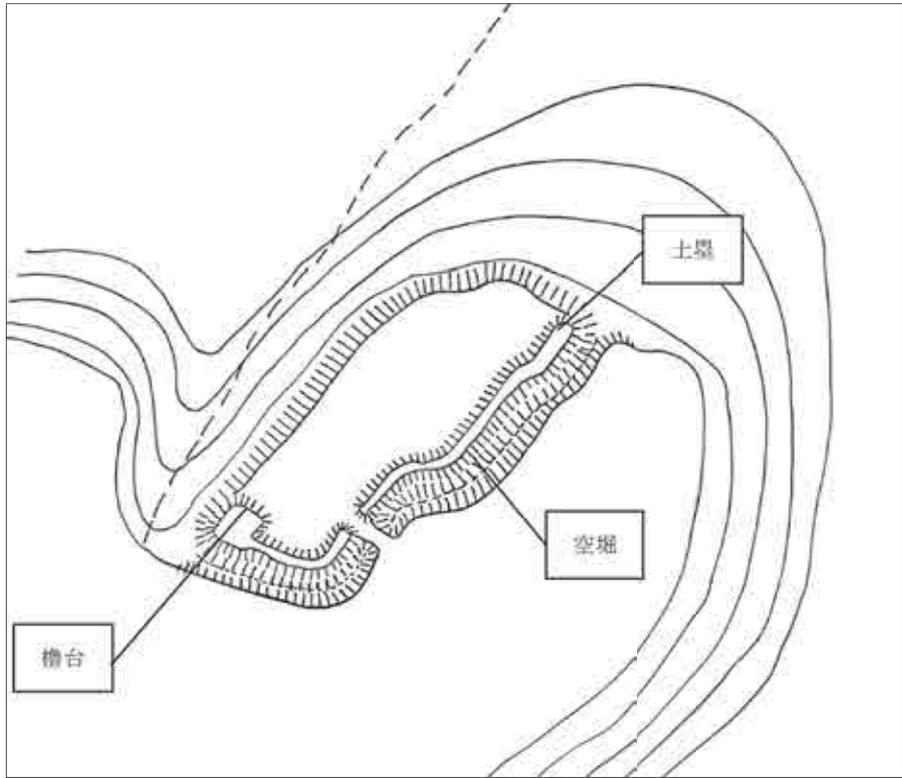


図12 作延城推定復元縄張り図 (点線は登城道)

第四章 作延城の築城年代

ここまで、地誌や伝承から作延城の城主が増田氏であり、大永2年から天正18年まで増田駿河守満栄、増田将監などが所有していたと考察した。さらに、地誌、地名、古地図、空中写真から作延城の失われた遺構を復元し、推定復元縄張り図を作成した。本項では、これらの考察結果から作延城が増田氏による築城か、もしくはそれ以前の築城かを考察する。

まず、築城年代の手がかりになるのが櫓台の存在である。櫓台は室町時代の長期の戦乱や城郭の縄張りの複雑化に伴い生まれた構造物である。さらに、作延城には地名に残るような印象的な櫓台があったと考えられる。そのため築城技術が未発達な鎌倉時代、南北朝時代頃の築城は考えにくい。

さらに、櫓台に関しては、作延城周辺の後北条氏及びその家臣の城に多くみられる。まず、増田氏が属す小机衆では、小机城をはじめ茅ヶ崎城、榎下城、佐江戸城で櫓台の遺構、天守台と呼ばれる遺構があったことが確認できる。小机衆以外では、作延城から近い沢山城が挙げられる。これらの城はいずれも後北条氏やその家臣によって築城、改修されており、櫓台の構築は小机領での築城方法の一つであったと考えられる。増田氏が領地に城を築くなら、この築城方法に従い、櫓台を築くはずである。

これらのことから、作延城の築城時期は室町時代以前とは考えにくく、周辺の後北条氏と家臣の城との共通点から、増田氏が作延を所領していた頃であると考えられる。つまり、作延城の築城は大永2年から天正18年の間であると考えられる。

おわりに

本項では作延城に関して記載している『新編武蔵風土記稿』、「皇国地誌」、『大日本國誌』と伝承、当時の歴史的背景から、作延城城主を再考証した。さらに、地誌や地名、古地図、空中写真、他城郭との比較から作延城の失われた遺構を考察、特定し、築城当時の縄張りを復元した。

作延城はこれまで、鎌倉幕府御家人の稲毛三郎重成の居城であったとされていたが、実際は大永2年から天正18年に作延を所領した、増田駿河守満栄や増田将監などの増田氏による築城と指摘した。作延城は作延に居館を持つ増田氏の城であったと考えられる。天正18年に廃城してからは、作延城跡周辺の開拓が進み、明治39年には作延城跡の周りはすべて畑になり、その後作延城跡も開拓され土塁や櫓台などの遺構が破壊されたと考えられる。

主に作延城には堀、土塁、櫓台、などの防御設備が設けられていて、籠城に備えて井戸も掘られていたと考えられる。復元した縄張りをみると、本城の小机城や支城の茅ヶ崎城、佐江戸城、榎下城と比べて、堅固な城とはいえない。戦争時に立てこもるといより茅ヶ崎城や小机城に狼煙などで情報を連絡する伝いの城であった可能性が高い。

この研究は、後北条氏や家臣の居城に関する研究に役立つと考えられる。作延城の構造、築城年代が判明したため、周辺の城郭との比較や関連を調べることができるであろう。さらに、この研究から作延の増田氏の研究にも役立てられると考えられる。

注釈一覧

- (1) 蘆田伊人編集校訂1977『新編武蔵風土記稿第三冊』雄山閣150頁
- (2) 川崎市民ミュージアム1989『村況史料集下』川崎市民ミュージアム310頁
- (3) 荒井秀夫1988『大日本國誌武蔵国第10巻』株式会社ゆまに書房44・45頁
- (4) 日本地名研究所2004『川崎地名辞典上』日本地名研究所432頁

- (5) 西ヶ谷恭弘1972『神奈川の城下巻』朝日ソノラマ244頁
- (6) 蘆田伊人編集校訂1977『新編武蔵風土記稿第三冊』雄山閣150頁
- (7) 日本地名研究所2004『川崎地名辞典上』日本地名研究所425頁
- (8) 杉山博校訂1969『小田原衆所領役帳』株式会社近藤出版206頁
- (9) 蘆田伊人編集校訂1977『新編武蔵風土記稿第三冊』雄山閣151頁
- (10) 佐脇栄智1984『『小田原衆所領役帳』研究への提言』『後北条氏の研究』吉川弘文館430頁
- (11) 蘆田伊人編集校訂1977『新編武蔵風土記稿第三冊』雄山閣147頁
- (12) 川崎市民ミュージアム1989『村況史料集下』川崎市民ミュージアム307頁

図版引用一覧

- (1) 日本地名研究所2004『川崎地名辞典上』日本地名研究所427頁
- (2) 日本地図センター1996『明治前期測量2万分1フランス式彩色地図』日本地図センター
- (3) 地理院地図（最終閲覧日 2018年9月10日）<https://maps.gsi.go.jp>
- (4) 地理院地図（最終閲覧日 2018年9月10日）<https://maps.gsi.go.jp>
- (5) 今昔マップ（最終閲覧日 2018年9月11日）<https://ktgis.net/kjmapw/>
- (6) 筆者作図
- (7) 筆者作図
- (8) 平井聖1979『日本城郭大系第6巻』新人物往来社100頁
- (9) 平井聖1979『日本城郭大系第6巻』新人物往来社302頁
- (10) 東京都教育委員会2006『東京都の中世城館』東京都教育委員会104頁
- (11) 筆者作図
- (12) 筆者作図

参考文献

- 蘆田伊人編集校訂1977『新編武蔵風土記稿第三冊』雄山閣
 川崎市民ミュージアム1989『村況史料集下』川崎市民ミュージアム
 荒井秀夫1988『大日本國誌武蔵国第10巻』株式会社ゆまに書房
 日本地名研究所2004『川崎地名辞典上』日本地名研究所
 西ヶ谷恭弘1972『神奈川の城上巻』朝日ソノラマ
 西ヶ谷恭弘1972『神奈川の城下巻』朝日ソノラマ
 杉山博校訂1969『小田原衆所領役帳』株式会社近藤出版
 佐脇栄智1984『後北条氏の研究』吉川弘文館
 平井聖1979『日本城郭大系第6巻』新人物往来社
 東京都教育委員会2006『東京都の中世城館』東京都教育委員会
 川崎市役所1968『川崎市史』川崎市役所
 川崎市役所1988『川崎市史資料編』川崎市役所
 川崎市役所1988『川崎市史通史編』川崎市役所
 稲田郷土史会1991『稲田郷土史料集第4集』川崎市多摩図書館
 高橋嘉彦2000『ふるさと川崎の自然と歴史上』多摩川新聞社
 杉山博・下山治久1992『戦国遺文後北条氏編第四巻』東京堂出版

「竜鉄」と「龍ヶ崎」の118年の歩み

—関東鉄道竜ヶ崎線が118年間存続できた要因を考察する—

茨城県立竜ヶ崎第一高等学校 1年 ^{ますこ}増子 ^{あやね}絢音

1 はじめに

私が通っている茨城県立竜ヶ崎第一高等学校は今年で開校118年を迎える。そして、市内には同じく開業から118年の時を刻む鉄道が存在する。それは「関東鉄道竜ヶ崎線」、略して「竜鉄」である（以下「竜鉄」と表記する）。

「竜鉄」は1900（明治33）年8月14日に龍崎鉄道として開業した。その後、1944（昭和19）年5月13日に鹿島参宮鉄道と合併、1965（昭和40）年6月1日に鹿島参宮鉄道と常総筑波鉄道が合併し、現在の関東鉄道となった。

「竜鉄」は現在、竜ヶ崎駅、入地駅、佐貫駅の3駅からなる。この3駅のうち入地駅は無人駅で切符売り場が無い。そのため、切符を購入することが出来ない。また、線路の長さは4.5kmであり、全線単線で列車交換が無いことも特徴である。

「竜鉄」の運行は、ほとんどが1両編成だ。しかし、通勤・通学者の多くが利用する平日の朝には、2両編成で運行している。利用者の大半を占めているのは通勤・通学者であり、竜ヶ崎一高の利用者も多い。また、龍ヶ崎市のマスコットキャラクターである「まいりゅう」が描かれた「まいりゅう号」も運行されるなど、地元との関係性も強い。更に、「まいりゅう号」の車内にはご当地グルメである「龍ヶ崎コロッケ」がフリ革のデザインに採用されるなど、地元のPRに一役買っている。

このように地元との結びつきが強い「竜鉄」であるが、昔の地元との関係はどのようなものだったのだろうか。また、118年という長い歴史を刻むことができた要因はなにか。この疑問を解決すべく、今回は「「竜鉄」が118年間存続できた要因を考察する」ということを主なテーマとし、数々のドラマを探っていきたいと思う。

2 鉄道に関わる法律の変遷

(1) 龍崎鉄道開業の背景

「竜鉄」の前身である龍崎鉄道は、1900（明治33）年8月14日に私設鉄道として開業した。当時、龍崎鉄道は馬車鉄道として運行する予定であり、その出願書は、酒造業を営み衆議院議員でもあった北相馬郡高須村（現取手市）の倉嶋松男によって、1895（明治28）年10月26日に出願された。当時の日本の鉄道事情では、多くの私設鉄道会社が設立された「私鉄勃発期」であり、1886（明治19）年から1892（明治25）年の第一次勃発期を終え、第二次勃発期を迎えていた。しかし、出願した全ての鉄道会社が開業を許可されたという訳ではない。鉄道界が発展するに伴って、条例や法律が制定されていたからである。次に、日本の鉄道史の序章に大きく関わっている法律について整理したいと思う。

(2) 明治・大正期に成立した鉄道法規

① 私設鉄道条例

日本で初めての民営鉄道事業に関する法律であり、1887（明治20）年5月18日に公布された。この条例には軌間に関する規定、第7条があり、「軌道ノ幅員ハ特許ヲ得タル者ヲ除クノ外總テ三尺六寸トス」と記載されていた。内容は、特許を得ている場合以外は1067mm以外の軌間認めないというものである。この規定が制定された理由としては、国が緊急で鉄道を使用したい時に、軌間が

1067mmでないと官営鉄道と民営鉄道間の軌間が合わず、車両を運行することができなくなってしまうからである。また、路線敷設のために提出すべき書類の内容や免許の取扱い、設備の規定など、のちの鉄道条例に関して基礎となった部分も多い。1900（明治33）年3月16日には、私設鉄道条例を改正した私設鉄道法が公布された。

② 軌道条例

一般の運輸営業を目的とする道路に敷設される鉄道に対して適用された法律である。1890（明治23）年8月23日に公布。当時は馬車鉄道とそれに準ずる鉄道についての適用を目的としていた。1924（大正13）年に軌道法の施行に伴って廃止された。

③ 鉄道敷設法

国が建設すべき鉄道路線を定めた法律である。1892（明治25）年6月21日に制定された。鉄道敷設法で予定線とされたもののなかに地方路線があまり含まれておらず、後に「軽便鉄道法」が制定されるきっかけとなる。1987（昭和62）年4月1日、日本国有鉄道改革法等施行法が施行されたことにより、廃止となった。

④ 鉄道営業法

鉄道輸送の具体的な在り方を規定した法律。1900（明治33）年3月16日に制定。鉄道での円滑な利用をはかるために、これに反する行為には罰則がもうけられている。例えば、鉄道を利用する際に、本来なら乗車券（切符）を見せなければならないが、乗車券を持っていなかったり、見せなかったりすると罰金を求められるというものだ。この法律では今の鉄道に対する基本的なルールが示されている。

⑤ 鉄道国有法

地方での交通を目的とする鉄道を除いて鉄道の国有化を定めた法律。1906（明治39）年3月31日に公布。この法律により民営鉄道17社が政府に買収された。そのため、それまでは官営鉄道よりも民営鉄道の方が線路距離数の長かった路線が官営6640 km、民営717kmと逆転してしまった。1987（昭和62）年4月1日、日本国有鉄道改革法等施行法の規定により、廃止された。

⑥ 軽便鉄道法

軽便鉄道を敷設するための手続きについて規定した法律である。1910（明治43）年4月21日、公布。この法律ができた背景には鉄道国有法の施行により私設鉄道の敷設出願がほとんどなくなるという事態を招いてしまったことがある。そこで、軌間や設備が簡易的なものであっても良いとする「軽便鉄道法」が制定された。1919（大正8）年4月10日に廃止される。

⑦ 軽便鉄道補助法

全国における簡易規格の鉄道敷設を推進するために軽便鉄道法が制定されたものの、地方によっては財政的な問題により躊躇するところもあり、政府が後ろ盾となる政策を実施するために制定された。1911（明治44）年3月23日に公布される。「軽便鉄道ニ於テ毎營業年度ニ於ケル益金カ、建設費ニ対シ1年5分ノ割合ニ達セザルトキハ、政府ハ該鉄道營業開始ノ日ヨリ5年ヲ限り其ノ不足額ヲ補給スルコトヲ得。但シ營業収入ノ營業費ニ不足スル額ニ対シテハ、之ヲ補給スルコトヲ得ス」と記載があり、1年における収入が建設費の5%に満たない時は、その不足額を5年間政府が補給するとしている。その後、この制度は1914（大正3）年に助成金を補償する期間を10年間に延長している。1953（昭和28）年、鉄道軌道整備法により、廃止された。

⑧ 軌道法

一般公衆の運輸事業を目的とされる道路に敷設された鉄道に適用される法律として、1921（大正

10) 年4月14日に公布される。軌道条例の不備を整備し、軌道法制確立のために制定された。現在も法律としての効力をもっている。

このうち「竜鉄」に対して適用された法律は、上記8つの法律のうち、私設鉄道条例、軌道条例、鉄道営業法、軽便鉄道法、軌道法の6つである。

3 「竜鉄」における鉄道忌避伝説の再検討

鉄道忌避伝説とは、鉄道建設の際に地元民の反対により鉄道が建設できなかつたと後世に伝えられたものであり、土浦をはじめ、龍ヶ崎でもこの伝説は残っている。この伝説の信憑性について考えていきたい。

当時の日本では、私鉄鉄道の管轄が通信省（郵便や通信を管轄する日本のかつての中央官庁）であり、馬車鉄道の管轄は内務省であった。前述したように当時の「竜鉄」は龍崎鉄道であり、馬車鉄道として建設される予定だったので、管轄は内務省にあたる。馬車鉄道が建設されるにあたり、内務省から茨城県内務部宛て、茨城県知事から各郡長宛てに、出願された鉄道のルートに関して諮問がなされており、その諮問に対する答えとして地元民の意見が含まれていた。

今回は、現在の龍ヶ崎市域にあたる旧川原代村、北文間村、高須村が含まれていた北相馬郡での反応についてみていく。2000（平成12）年2月29日に発行された『龍ヶ崎市史』に鉄道忌避伝説に関する次のような記述がみられる。

まず、北相馬郡北相馬町長の大野平蔵は茨城県知事の高崎親章宛に、明治二九年一月一六日付で答申し、「当町大字宮和田平野地内里道へ右（馬車鉄道）の布設の件」について町会は審査を終えたが、「付属絵図面と実地とは多少齟齬之論も有之候に付、本馬車鉄道の布設には賛同しがたし」と述べた。絵図面と実地に齟齬があるので、賛同できないというのである。

これには理由書が添付されており、ふたつの理由が述べられていた。一つは土浦線の「狭隘なる隧道の如きなる処」へ馬車鉄道の軌道を布設されると、「地方農民及公衆の通行上妨害」となること、もう一つは、大字平野の地内に至る道路は用水に接続するものであって、「該道路に馬車鉄道軌道を布設せば耕地一般養水の灌漑上大に妨害ある」というものであった。

次いで、北相馬郡北文間村長の山崎甚兵衛も茨城県知事高崎親章宛に、明治二九年一月三一日付で上申し、村内の長沖新田を通る馬車鉄道の件は、「当村会に於ては支障無之ものと決議相成候」と伝えた。そして「堤塘数拾間は利根川外二川堤防組合会の与かる所にて当村此之意見に任せず」と付言している。馬車鉄道布設は問題ないが、馬車鉄道の軌道予定地の堤防は利根川外二川堤防組合会の管轄であるから村会が意見を述べる任にはないというものであった。

明治二九年三月九日、北相馬郡長の和田忠は、これら北相馬郡の関係町村の意見をまとめた。それによれば、北文間村は支障なしとある。しかし、川原代村には支障があり、その理由は、駒柴村大字南中島から北文間村長沖新田に至る軌道予定地は、既設道路の幅員が二間程度で狭く、これを四間にするには一町余りの土地を潰すことになることにあった。さらに川原代村は馬車鉄道を必要としていないというのも大きな理由であった。相馬町も支障ありとしており、理由は現時点での国道の幅員が四間で馬車鉄道軌道が三間半であるが、今後土浦線停車場が設置されれば「一層通行頻繁道路狭隘」となり、幅員を広げようとするれば「宮和田の家屋百有余戸に困雑を感んぜしむる」というものであった。こうした関係町村の反対理由について、郡長の和田は、川原代村は「無理ならざる」が、相馬町は「現状に於て敢て支障の謂はれ無之」と記している。（71頁～72頁 文中の下線は筆者による）

以上の記述から分かることは、少なくとも北相馬郡は鉄道敷設に関して必ずしも賛成ではなかったということだ。地理的な条件や、馬車鉄道が敷設されることにより与えられる農作物への影響、鉄道が敷設されなくても生活に不便はない、むしろ、鉄道の敷設は必要がないという姿勢が窺える。

私は今まで、「竜鉄」の忌避伝説に関する反対派の意見を多く聞いてきた。それゆえ、「鉄道忌避伝説は実際には無かったはずだ」という考えを持っていた。しかし、『龍ヶ崎市史』を読んだことにより、私は「竜鉄」にも鉄道忌避伝説があったということを確認した。私が知っている多くの反対派の意見としては、「鉄道が敷設されることに関して、地元民の意見はそれほど大きな効力を持っていない」というものだった。だが、実際はどうか。茨城県知事から線路が通る地域の各郡長宛に、諮問がなされている。これは、地元民の意見をもとに軌道を考えるということではないのか。また、鉄道が敷設されることにより、土地が奪われ、農作業にも影響を与える。農作業に影響を与えるということは、いつもの時期に農作物を収穫できなかったり、それに伴って売り上げが伸び悩んでしまったりすることを意味する。

「竜鉄」の忌避伝説は地元民が生活を営むために鉄道敷設に対して異を唱えた出来事であり、これは自分達の生活を自ら守ろうとする動きである。鉄道敷設の際にはこの出来事を真実として捉え、鉄道敷設に大きな影響を与えた。これからは地元民の働きを称える伝説として伝承されていくべきである。

4 「竜鉄」の改軌回数

「竜鉄」は1914（大正3）年3月25日に線路改築工事が認可され、そこで初めて線路に関する工事をしているように思われるが、それ以前に工事をしていた可能性がある。

そもそも「竜鉄」は、1899（明治32）年4月5日に鉄道敷設免許と社名ならびに定款変更の許可を得て、発足。しかし、この時、私設鉄道条例により「将来政府ニ於テ必要ト認ムル場合ニハ相当ノ期限ヲ定メ成規ノ幅員三尺六寸ニ改築セシムヘシ」との但し書きがあった。この但し書きは当時、軌間が762mmすなわち2尺6寸である「竜鉄」に対して、政府からこの命令が下されたときには軌間を1067mmすなわち3尺6寸に改軌せよというものだった。結局「竜鉄」が改軌工事を始めるのは1914（大正3）年11月であるが、この時は政府による命令で改軌したのではなく、「竜鉄」側の意志で改軌していると思われる。

「竜鉄」の最初の軌道工事は開業の際に行われた1900（明治33）年である。これまでは、次の回期工事が1914（大正3）年に行われたとされていた。ところが、開業から3年後に改軌工事が行われていたことが、次の史料により新たに分かった。

【史料1】

明治三十六年十月二十九日付願轍又ニ於ケル軌条改築ノ件認可ス

明治三十七年一月十四日

逓信大臣 大浦兼武 印

（「鐵第三七號 龍鉄鐵道株式會社」宛 関東鐵道株式會社蔵）

工事は、軌道を762mmから1067mmに変更した訳ではなく、特に車両の変更などは見られない。また、1914（大正3）年の改軌工事期間は約7か月と長期間にわたっているが史料にある「軌条改築」期間は現時点では不明である。

また、1067mmに改軌した3年後、「竜鉄」は軌道工事を行っていることが以下の記述から分かる。

【史料2】

大正六年五月三日付申請軌条敷設替ノ件認可ス

大正六年五月二十八日

内閣総理大臣伯爵 寺内正毅 印

(「監第九五一号 龍鉄鐵道株式會社」宛 関東鐵道株式會社藏)

この軌道工事が行われた背景には1914（大正3）年の改軌工事があると考えられる。「竜鉄」が1067mmに改軌した際、1915（大正4）年6月6日の監督官庁の竣工監査で車両や線路、施設状態が極めて不良であることを指摘された。更に、認可前にも関わらず列車で乗客輸送を行っていたことが発覚してしまい、同年の6月11日に運行を禁止されてしまう。「竜鉄」が運行を禁止された時期はちょうど新繭の輸送時期と重なっており、運行が再開できなければ、貨物によって収入を得ていた地元民には大きな被害を与えてしまうことになる。そのため、なるべく早く運行を再開する必要があり、工事にあまり時間をかけていられず、その場しのぎのようなものになったと考えられる。丁寧に工事を行わなかったため、レールの状態はすぐに悪くなり、3年後の1917（大正6）年に軌道工事を行うにいたったのだろう。

2017（平成29）年8月6日に行われた「関東鐵道竜ヶ崎線客車庫解体イベント」では、客車庫から1926年製造のポーランド製のレールと、1925年製造のベルギー製のレールが見つかっている。日本では摩耗して使えなくなったレールを駅のホームの補強材や支柱などとして再利用することが多い。既に使えなくなったレールが客車庫からみつかったのもそのためだろう。また、レールの年号が1925（大正14）年と1926（大正15・昭和元）年ということから、1926（大正15・昭和元）年以降に3回目の軌道工事が行われた可能性が高い。この時に行われた工事が、区間内のレールを全て交換したものなのか、それとも部分的に交換されたのかまでは突き止めることはできなかったが、この時期に軌道工事が行われていたのは確かだろう。また、現在「竜鉄」は主に1967年製のレールが使用されている。このことから、「竜鉄」は1967年以降に4回目の軌道工事を行ったと推測する。

今回提示した史料と客車庫で発見されたレールを基に、「竜鉄」は少なくとも計5回の軌道工事を行っているのではないだろうか。1904（明治37）年に1回目、1914（大正3）年に2回目、1917（大正6）年に3回目、1926（大正15・昭和元）年以降に4回目、1967（昭和42）年以降に5回目の交換があったと考える。また、軌道工事を行った5回中4回は貨物営業が廃止される前で、貨物営業が順調だったことから、レールの利用頻度が高かったために軌道工事を行う回数が多かったとも考えられる。

5 唯一の中間駅、入地駅の誕生

前述したように現在「竜鉄」は竜ヶ崎駅、入地駅、佐貫駅の3駅からなっている。しかし、入地駅は本来、駅としての役割をはたすべき存在ではなかったのである。これはどういうことか。

入地駅は1901（明治34）年1月1日に開業したと考えられてきた。しかし、入地駅が駅として認可されるには数度の変遷を経ていることが史料により明らかとなった。

【史料3】

明治三十三年十一月二十九日付出願其社鐵道入地簡易停車場仮設ノ件認可ス但使用期間ハ一ヶ年トス

明治三十三年十二月五日

通信大臣 星 亨

(「鐵第一五七一号 龍ヶ崎鐵道」宛 関東鐵道株式会社藏)

この史料から分かるように、入地駅は簡易停車場として、しかも仮建設されていることが分かる。次に示す同年12月27日付けの史料は、実際に乗り降りが行われたことを裏付けている。

【史料4】

明治三十三年十二月二十四日付出願其社鐵道入地停車場ニ係ル旅客運賃ノ件認可ス

明治三十三年十二月廿七日

逋信大臣 原 敬 印

(「鐵第一七八〇 龍崎鐵道株式會社」宛 関東鐵道株式会社藏)

この史料の存在により、入地駅が本格的な仮停車場として運行ができるようになったことが分かる。さらに1901(明治34)年12月28日付けの史料には、入地駅について以下の記述がみられる。

【史料5】

明治三十四年十二月十三日付出願入地仮停車場を簡易停車場トナスノ件時許ス

(「鐵第二一二一號 龍崎鐵道株式會社」宛 関東鐵道株式会社藏)

出願前までは仮の簡易停車場だった入地駅が、簡易停車場に昇格している。その後、1921(大正10)年8月8日付けの史料には以下の記述がみられる。

【史料6】

大正十年六月八日付發第五八号申請停車場及停留場設計變更ノ件認可ス

大正十年八月八日

鐵道大臣 元田 肇 印

(「監第一二一七號 龍崎鐵道株式會社」宛 関東鐵道株式会社藏)

この史料により停車場から停留場となったことが分かる。さらに、1927(昭和2)年9月28日付けの史料には以下の記述がみられる。

【史料7】

昭和二年九月七日付申請入地停留場ヲ停車場ニ變更ノ件認可ス

昭和二年九月廿八日

鐵道大臣 小川 平吉 印

(「監第二七〇三號 龍崎鐵道株式會社」宛 関東鐵道株式会社藏)

上の史料により、入地駅は停留場から停車場へと変更されたことが分かる。停車場とは列車が停車することができる施設のことを指しており、駅や信号場、操車場の総体である。また、分岐器のある駅のことを停車場、分岐器がない駅のことを停留場と呼んでいた。しかし、この頃の入地駅には分岐器が存在しているので、その見分け方で呼び方を変えることはできない。

では、何をもって停車場と停留場呼び方が変化したのか。それは、1921(大正10)年4月14日に公布された軌道法が大きく関わっていると考えられる。なぜなら、軌道法では停留場も停車場もまとめて停留場と呼ばれていたからだ。軌道法にのっとして「竜鉄」も入地駅を停留場と呼ぶことにしたと考えられる。その後、1927(昭和2)年9月18日、停留場から停車場へと呼び方が変化している。これは、入地を停車場つまり、駅として認めるということだ。前述した通り、停車場という呼び方は駅に対しても適応される。入地駅は開業から約26年がたち、晴れて駅として正式に認められたのである。

今まで入地駅が開業されたのは1901(明治34)年1月1日とされてきたが、駅として正式に認められた1927(昭和2)年9月18日こそ入地駅が開業した年だといえるだろう。

また、入地駅の変遷により分かることがもう一つある。それは鉄道に関する法律の公布に伴って「竜鉄」も変化しているということだ。1927（昭和2）年9月18日に入地駅が停留場から停車場になったのも、まさに軌道法が公布されたからである。時代の流れに柔軟性をもって対応してきた。「竜鉄」が118年続いている理由はここにあるのかもしれない。

6 「竜鉄」と地域の関わり

「竜鉄」は118年もの間、変わることなく4.5kmで運行を続けてきた。しかし、よく考えてみると、4.5kmはそう遠くない距離である。また、1957（昭和32）年までは現存している竜ヶ崎駅、入地駅、佐貫駅に加えて、門倉駅、南中島駅の計5駅が存在していた。駅間の距離が短くなれば、それに伴って料金も安くなる訳だから売上も伸びにくいはずである。そんな中、どのようにして竜鉄は118年もの歴史を刻むことができたのか。その要因は大きく分けて2つあると考える。

まず、竜鉄は1971（昭和46）年まで、客車のほかに貨物も取り扱っていた。そのため、1971（昭和46）年に貨物の営業が廃止されるまでは旅客輸送と貨物輸送の両方から収入を得ていたということになる。また、当時の龍ヶ崎では繭や生糸、米の生産が盛んだったため、貨物輸送の需要が高かったといえる。しかし、トラックが普及したことにより、その需要は低下してしまった。トラックは鉄道での輸送に比べて、途中で積み下ろしをせずに、目的地まで運ぶことができるからだ。また、列車を運転する場合、その種類に応じた動力車操縦者運転免許を取得する必要がある、国家試験を受けて取得する。一方で、トラックを運転するためには普通自動車運転免許、運転するトラックの大きさに合わせて中型・大型自動車運転免許が必要となる。鉄道の運転免許を取得するよりもトラックの運転免許の取得の方がはるかにしやすいだろう。

貨物輸送が廃止される要因が重なったものの、小型の機関車により70年以上「竜鉄」を支えてきた貨物輸送の記憶はこれからも色あせることはないだろう。

もう一つの要因は定期利用者の割合が高いことである。「竜鉄」に近い竜ヶ崎一高、竜ヶ崎二高などの生徒が通学手段として「竜鉄」を利用している。また、市内の企業や市役所では通勤手段として「竜鉄」の利用を奨励しており、まさしく地域との結びつきの強さを物語っている。【表】をみると、開業当時の利用者数は2万人ほどなのに対して、1942（昭和17）年には10万人を突破している。利用者数が増えているのに比例して、在籍する客車の数や、運行本数を増やすなどの企業努力により、多くの人々が不便を感じずに「竜鉄」を利用できるようになった。

近年では定期利用者数以外の乗降者数を伸ばそうと龍ヶ崎市が様々なイベントを企画している。私は、先日行われた「関鉄レールメイトと行く、竜ヶ崎線 明治とふれあう街歩き」にボランティアとして参加した。このイベントは、明治維新から150年の節目として、市内の歴史的遺産に触れ、鉄道沿線の歴史を再発見し、イベント参加者への「竜鉄」を通じた地域特性の認識と理解を促し、「竜鉄」の更なる利用者の向上を目指すという目的のもとに実施された。

参加された方々は、以前「竜鉄」を利用していた方や市内在住の方が多くと考えていたのだが、実際は違っていた。意外にも市外からの参加者が多かったのである。イベントを通して私は、たくさんの方々にインタビューをした。特に高校の先生による話は、今回「竜鉄」と地元との関係を考える上で大きなヒントとなった。そのほかにも鉄道が大好きだという方に改軌に関する話や、「竜鉄」と地元の商業活動との関わりなどの話を聞くことができた。また、今回のイベントを通して、他の地域に住んでいる方には「竜鉄」の魅力を伝えることができたと思うが、反面、参加の少なかった地元の方々には、「竜鉄」の魅力が十分に伝わっていないという課題も見つかった。

7 おわりに

今回は身近な存在である「竜鉄」を文献調査や聞き取り調査、インターネットを通じて様々な観点からみることができた。今回の個人作文のテーマは「竜鉄が118年間存続している要因を考察する」ことであった。その結果、地元民との密接な関係や、調査を通じて新たな発見、考察ができた。

「鉄道忌避伝説」では龍ヶ崎市史から鉄道忌避伝説が本当にあったということを考察し、新たな視点から「竜鉄」の伝説をみることができた。また、1914（大正3）年以前に軌道工事を行っているという史料を発見した。この史料から、当時の「竜鉄」の営業が順調に進んでいたこと、「竜鉄」は今までに軌道工事を少なくとも4回ほど行っていたのではないかという考えを示すことができた。

入地駅に関しては、1901（明治34）年時点では仮の停車場であり、駅として機能したのが1927（昭和2）年の出来事であること、また、停車場や停留場と呼び方の変化に鉄道に関する法律の公布が関わっているということが分かった。また、鉄道に関する法律が改正、公布されるのに伴って、「竜鉄」も状況に応じ対応しているということも分かった。

さらに、「竜鉄」が118年間もの歴史を刻むことができた要因には、主に、貨物営業による安定した収入があったこと、地元では重要な交通手段として「竜鉄」が位置づけられていることの2点をあげることができた。

近年はグローバル化が進み、人々は国内の情報はもちろん、外国の情報にも敏感になっている。そのためか、外国の文化を取り入れることも多くなり、ますます日本の文化や歴史を伝承し、守ることが大切になってきていると思う。今回のテーマとした「竜鉄」は118年という長い歴史をもっているが、残念ながら、実際にこの事実を知っている人はほんの一握りだと感じる。どんな出来事にも、歴史的な経緯や背景が存在する。このことを今回の研究を通して、深く学んだ。

「竜鉄」は既に118年という長い歴史を刻んでいるが、その歩みがこれからもとまることはないを期待したい。そして、「竜鉄」の魅力が外部へと発信され、更なる発展を遂げることを願っている。

参考文献・参考サイト

- ・『鉄道ピクトリアル』通巻第328号 鉄道図書刊行会、1976年12月1日
 - ・『鉄道ピクトリアル』通巻第329号 鉄道図書刊行会、1977年1月1日
 - ・『鉄道ピクトリアル』通巻第331号 鉄道図書刊行会、1977年2月1日
 - ・『鉄道ピクトリアル』通巻第383号 鉄道図書刊行会、1980年12月1日
 - ・『関東鉄道株式会社70年史』関東鉄道株式会社、1993年3月
 - ・『龍ヶ崎市研究 第九号』龍ヶ崎市教育委員会、1996年3月31日
 - ・『特別展 関東鉄道龍ヶ崎線の歴史』龍ヶ崎市民俗資料館、1998年2月1日
 - ・『龍ヶ崎市史 近現代編』龍ヶ崎市教育委員会、2000年2月29日
 - ・石本祐吉『写真と図解で楽しむ 線路観察学』株式会社アグネー技術センター、2008年10月31日
 - ・白土貞夫『関東鉄道竜ヶ崎線・龍崎鉄道・鹿島参宮鉄道竜ヶ崎線 - (上)』株式会社ネコ・パブリッシング、2013年8月1日
 - ・白土貞夫『関東鉄道竜ヶ崎線・龍崎鉄道・鹿島参宮鉄道竜ヶ崎線 - (下)』株式会社ネコ・パブリッシング、2013年9月1日
 - ・茨城県立竜ヶ崎第一高等学校『「竜鉄」の歴史を探る - 1900（明治33）年の開業から現在（2018（平成30）年）までの足跡 - 』茨城県立竜ヶ崎第一高等学校、2018年3月2日
- 国土交通省『日本鉄道史』www.mlit.go.jp>common『鉄道主要年表』www.mlit.go.jp>common

本文関連史料・表



史料1

「明治37年1月14日付」



史料2

「明治33年12月5日付」



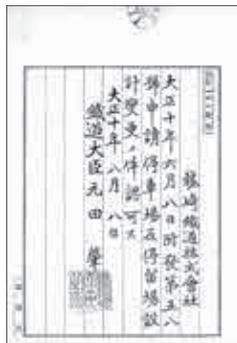
史料3

「明治33年12月27日付」



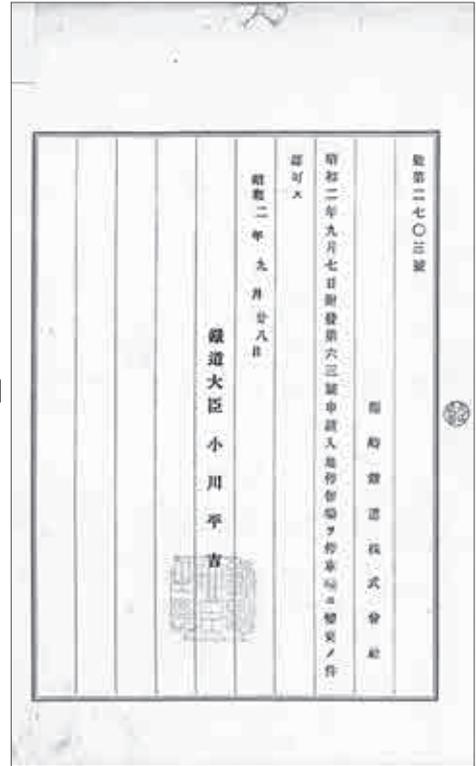
史料4

「明治34年12月28日付」



史料5

「大正10年8月8日付」



史料6

「昭和2年9月28日付」

年度	営業収入および支出金額(円)						輸送量(人×噸)		車両数(輛)				
	旅客	貨物	雑収入	収入合計	支出	益金	旅客	貨物	機関車	客車	気動車	有蓋貨物	無蓋貨物
1900(明治33)	2,225	535	67	2,827	1,589	1,268	47,411	1,392	1	4	0	0	10
1901	6,406	1,115	615	8,135	4,515	3,620	115,250	2,206	1	4	0	0	10
1902	5,931	904	673	7,508	7,562	▲54	102,717	2,493	1	4	0	2	10
1903	5,015	1,336	534	6,885	7,211	▲326	87,145	3,145	2	4	0	2	10
1904	4,457	1,172	847	6,496	5,437	1,059	76,449	2,687	2	4	0	2	10
1905	4,592	1,284	206	6,085	5,286	799	78,847	2,718	2	4	0	2	10
1906	4,440	1,382	135	5,957	5,238	719	75,359	3,111	2	4	0	2	10
1907(明治40)	5,019	1,400	128	6,547	5,109	1,438	86,617	3,270	2	4	0	2	10
1908	5,869	1,844	156	7,869	6,186	1,683	102,568	5,325	2	4	0	2	10
1909	6,379	2,587	223	9,187	7,033	2,154	110,292	8,020	2	4	0	2	10
1910	6,086	2,385	197	8,668	6,773	1,895	105,178	7,193	2	4	0	2	10
1911	7,411	2,683	262	10,356	7,051	3,305	104,505	8,664	2	4	0	2	10
1912(大正元)	8,512	3,286	403	12,201	7,673	4,538	107,344	11,508	2	4	0	2	10
1913	9,653	3,698	610	13,961	7,756	6,205	113,232	12,712	2	4	0	2	10
1914	9,681	3,778	640	14,099	12,383	1,716	111,523	13,034	2	4	0	2	10
1915(改軌)	8,310	3,814	491	12,615	9,303	3,312	93,159	12,269	2	3	0	1	1
1916(大正5)	9,629	6,186	603	16,418	14,230	2,188	107,323	18,906	2	3	0	1	1
1917	10,760	7,000	865	18,625	14,857	3,768	119,773	21,098	2	3	0	1	1
1918	14,460	10,006	1,088	25,556	16,461	5,145	123,230	25,445	2	3	0	1	1
1919	18,101	14,838	681	33,620	21,464	12,156	144,715	28,043	2	3	0	1	1
1920	23,713	18,192	1,389	43,244	25,723	17,521	165,336	29,301	2	4	0	1	1
1921(大正10)	26,915	26,572	885	54,382	36,127	18,255	173,210	31,384	2	5	0	4	2
1922	29,656	25,741	1,311	56,708	37,519	19,189	187,972	31,018	2	7	0	4	2
1923	33,152	25,048	1,200	59,400	39,165	20,235	219,093	28,190	2	7	0	4	2
1924	38,045	32,000	1,895	71,640	43,572	28,068	247,607	27,050	2	7	0	4	2
1925	38,663	31,647	2,965	73,275	45,882	27,393	254,691	36,314	3	4	0	3	1
1926(昭和元)	41,224	34,206	2,272	77,702	44,711	33,051	260,426	39,013	3	6	0	2	1
1927(内燃化)	40,024	32,549	2,434	75,007	47,623	28,334	262,764	40,658	3	7	0	5	1
1928	39,084	36,683	2,283	78,050	47,238	30,762	260,482	43,118	3	6	1	5	0
1929	38,317	33,198	2,408	73,924	45,546	28,378	277,279	40,032	3	6	2	5	0
1930(昭和5)	34,090	26,468	2,463	63,021	42,783	22,228	254,930	36,832	3	6	2	5	0
1931	29,883	22,268	2,446	54,597	33,482	21,145	235,844	31,620	3	4	2	5	0
1932	28,350	19,760	2,547	50,657	24,102	16,555	230,816	29,104	3	4	2	5	0
1933	27,312	20,153	2,785	50,260	37,076	13,684	227,449	28,586	3	6	2	6	0
1934	26,761	19,891	2,832	49,484	33,808	15,676	219,548	27,506	3	4	2	6	0
1935(昭和10)	27,238	15,599	2,541	45,378	37,086	8,280	229,127	22,993	3	3	2	6	0
1936	28,637	15,895	2,431	47,063	34,009	13,054	246,140	24,064	3	3	2	7	0
1937	32,013	17,672	2,675	52,360	37,917	14,443	284,845	24,089	3	3	3	6	0
1938	35,169	20,536	2,822	58,567	40,879	17,688	318,147	27,721	3	3	3	6	0
1939	50,307	34,001	2,895	87,003	65,983	21,020	444,377	45,397	3	3	3	6	0
1940(昭和15)	70,696	51,690	3,255	125,641	102,838	22,803	619,747	75,348	3	3	3	6	0
1941	87,458	52,060	5,380	144,898	111,519	33,379	764,480	65,974	3	3	3	6	0
1942	106,691	65,151	5,684	176,536	137,751	40,785	892,483	71,802	3	4	2	7	0
1943(昭和18)	119,852	64,300	?	?	?	?	1,145,654	66,483	3	4	2	7	0

表 「龍崎鉄道 営業収支 運輸状況および車両現在数表」(出典『関東鉄道竜ヶ崎線 - 龍崎鉄道・鹿島参宮鉄道竜ヶ崎線 - (上)』掲載のものを転載)

参考資料



資料1-1 昔の竜ヶ崎駅（その1 昭和初年）



資料2 門倉駅



資料1-2 昔の竜ヶ崎駅（その2 昭和45年）

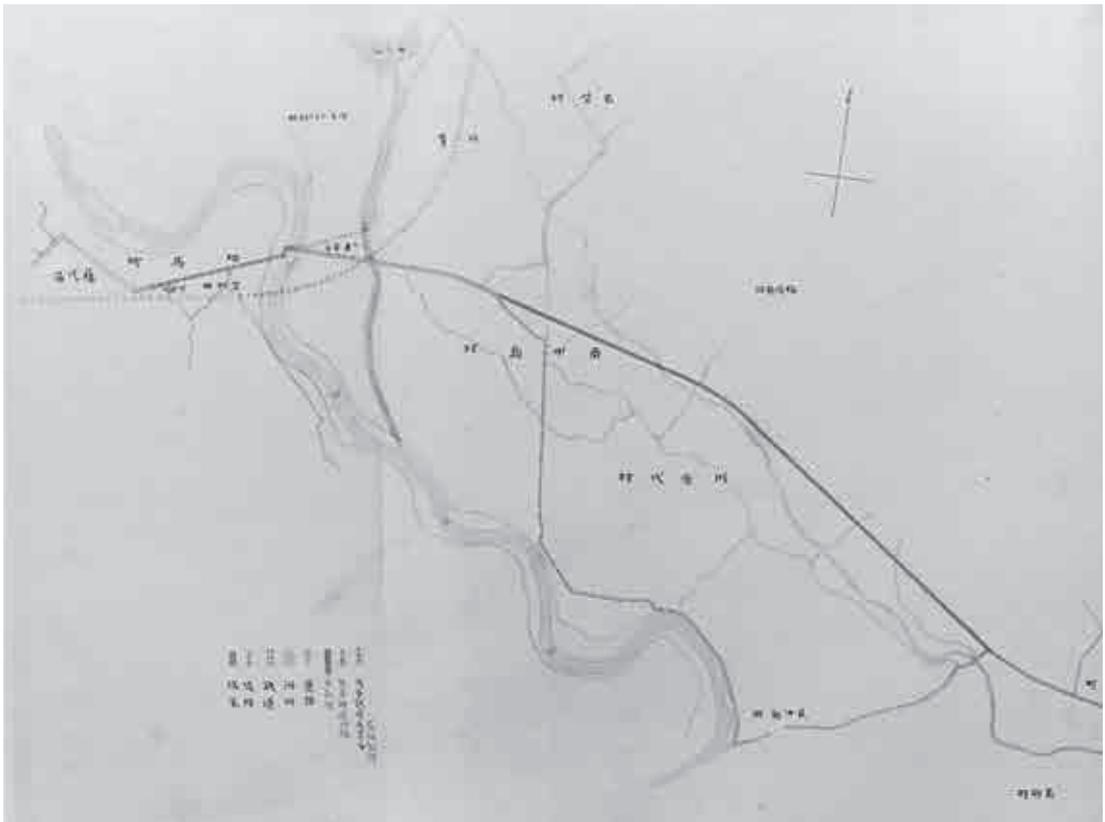
（資料1・2の典拠：『写真集 龍ヶ崎 ふるさとの今と昔』（竜ヶ崎青年会議所 発行 昭和56年）



資料3 関東鉄道竜ヶ崎線（現在の竜ヶ崎駅構内）※右は客車庫があった昨年のも



資料4 馬車鉄道線路計画図④（茨城県立歴史館蔵）



資料5 馬車鉄道路線計画図（ルートは相馬町→小通幸谷→南中島→入地→駒馬→龍ヶ崎町）
（出典：『特別展 関東鉄道竜ヶ崎線の歴史』龍ヶ崎市歴史民俗資料館発行 平成10年）



資料6 昔の入地駅
(1963 (昭和38)年撮影 提供 風間 克美氏)



資料7 塗装前の入地駅 (2017 (平成29)年9月)



資料8 現在の入地駅



資料9 「竜鉄」客車庫 (2017 (平成29)年8月)



資料10 客車庫解体作業で見つかった3種類のレール(左からポーランド製=1926年の刻印、ベルギー製=1925年の刻印、イギリス製レール ※ 同種のレールから1870年代の製造と思われる)



資料11 イギリス製レール(ダーリントン社製 駅構内の柵に利用されているもので客車庫から採取されたものと同種の刻印が見られ、「7」の刻印の直後で切断されている)



資料12 ベルギー製レール(1925年の刻印が見られる)



資料13 ポーランド製レール(1926年の刻印が見られる)



資料14 本線で使用されているレール(1967年の刻印が見られる)

補助資料



① 文化祭で「龍鉄」と「龍高」の歴史を探る」展示会の有志として企画を担当（2018（平成30）年6月）



② 聞き取り調査の様子（その1 土浦市関東鉄道本社にて2018（平成30）年7月26日）



③ 聞き取り調査の様子（その2 龍ヶ崎市にて 2018(平成30)年8月8日)



④ 明治維新150年連携イベント「関鉄レールメイトと行く、龍ヶ崎線 明治とふれあう街歩き」にボランティアとして参加（入地駅にて 2018（平成30）年9月2日）

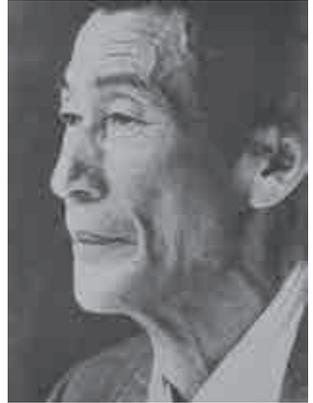
大野誠夫伝

—「忘れられた」歌人の生涯—

茨城県立竜ヶ崎第一高等学校2年 すがわら 菅原 なごみ 和実・せのお 妹尾 まゆ 真佑
たかはし 高橋 すみれ 堇・やまもと 山本 みほ 実穂・わかばやし 若林 ひな 日菜

1 はじめに

平成30（2018）年7月、私たちは自らが通う茨城県立竜ヶ崎第一高等学校（以下、竜ヶ崎一高と記す）出身の歌人を調べることにした。すると、校舎内に大野誠夫文庫、敷地内には大野誠夫の歌碑があることに気付いた。この発見をきっかけに大野誠夫（以下、誠夫と記す）について興味がわいた。また、作品を数多く発表し業績を残した彼が、なぜ公の場に出る機会を失っていったのか疑問を持つようになった。こうした疑問を解消すべく、私たちは誠夫について詳しく知るためのフィールドワークを行った。



大野誠夫（1914－1984）

まず、竜ヶ崎一高の同窓会室にある旧制中学時代の「校友會誌」（現在の生徒会誌にあたる冊子）を調べ、本校の卒業生である染谷信洋氏（竜ヶ崎一高第13回卒業生）、倉持正男氏（竜ヶ崎一高第27回卒業生）への聞き取り調査を行った。

また、倉持正男氏が竜ヶ崎一高の教頭であった時に図書室から生徒の目にふれる場所へと移動された大野誠夫文庫に収められた誠夫の歌集、著作集、資料を閲覧した。さらに、誠夫の生涯や作品について研究し講座なども開く鈴木久氏宅を訪問し詳しく話をうかがった。加えて、誠夫の3つの歌碑について調べるため、竜ヶ崎一高をはじめ、水と緑のふれあい公園、誠夫の生家を訪れ、現地調査を行った。

これらの調査を通して、誠夫の対人関係や性格、作品の特徴、戦後の短歌界をリードしたにもかかわらず、現在では忘れられてしまった彼の人生を明らかにしたい。また、作品の批評をすることで、当時の誠夫の思考や感情、時代背景などを知ることができるのではないかと考えた。以上の研究を通して誠夫の人生を紐解き、より多くの人々に誠夫について知ってもらいたい。

2 大野誠夫の経歴

誠夫は大正3（1914）年3月25日、大地主で廻船問屋を営む「大野屋」の四男に生まれた。しかし、生後間もなく小作人である海老原家に里子に出され、小学校入学前の大正9（1920）年に実家に戻されるまで、親に一度も会ったことがなかったという。誠夫は当時の様子を「愛された記憶どころか、私の場合は、父母と肌をじかに接触した体験はまるでないのだ。」と語っている。誠夫と母糸いとの間には大きな確執があり、幼いころのつらく悲しい経験は誠夫の人生に大きな影響を与えたに違いない。

その後、茨城県立龍ヶ崎中学校（現竜ヶ崎一高）に上位の成績で入学すると、国語教師である長南俊雄先生の影響を受け、短歌、詩作をはじめることとなった。誠夫は長南先生の印象を「長南先生は魅力的だ。色白で、眉が濃く、目も口も大きく、細面だが、いわゆる優男でなく、むしろ、豪快な感じである。よく鍛えられた弾力的な体躯の持主で、テニスが巧い。こういう風貌から発する

一種のさわやかさは、教師の中で、群を抜いていたろう。教え方も巧い。適度にユーモアを交えて、話しをすすめてゆく」と語っている。

誠夫は当初画家を目指すが美術学校の受験に失敗、さらには肺結核になり長い療養生活を余儀なくされ、画家への道を断念し故郷に戻った。昭和10（1935）年に「短歌至上主義」7月号で作品を発表すると、「北原白秋に匹敵する」という称賛を受け、一躍脚光を浴びることとなった。昭和26（1951）年に出版された『薔薇祭』は戦後の風俗歌として人々の心をとらえ、昭和20年代における歌壇の中心的存在となった。現在も発行されている「作風」は、昭和21（1946）年の「鶏苑」創刊以降、「砂廊」を引き継ぐ形で刊行された。誠夫は3度の結婚を経験し、3人の子どもに恵まれた。

誠夫は昭和59（1984）年に胆のうがんでこの世を去るまで数多くの歌集、著作集を残し、また多くの賞を受け世の中に認められた歌人であった。年表を次に示す（『歌人大野誠夫の青春』より抜粋）。

- 大正3（1914）年 茨城県稲敷郡生板村大字生板鍋子新田150番地（現河内町龍ヶ崎町1820）生まれる。父は、養子の大野三郎、母はゑい。生後間もなく海老原家に里子に出される。
- 大正9（1920）年 海老原家より大野家に戻される。
- 大正10（1921）年 生板村尋常小学校に入学。
- 昭和3（1928）年 茨城県立龍ヶ崎中学校（現竜ヶ崎一高）に入学。
- 昭和6（1931）年 国語教師、長南俊雄の指導で短歌をはじめ「ささがに」に入会、詩作にも取り組む。詩人澤ゆきに、詩の添削を依頼する。
- 昭和7（1932）年 画家を志して上京、巢鴨の熊岡洋画研究所に入会する。
- 昭和8（1933）年 肺結核を患う。「ささがに」退会。
- 昭和9（1934）年 「短歌至上主義」に入会。筆名は草川乃美夫。
- 昭和10（1935）年 熊岡研究所退所。「短歌至上主義」7月号より大野誠夫で作品を発表。
- 昭和13（1938）年 上京、11月大阪へ。「中央市場新聞」の記者となる。
- 昭和14（1939）年 赤痢にかかり一時帰郷。このころ、大阪天王寺石ヶ辻町に住む。
- 昭和16（1941）年 中外商業新報社編集局長地方部員として入社。東京葛飾に住む。
- 昭和19（1944）年 川端夏子と結婚。
- 昭和20（1945）年 長女真木子生まれる。
- 昭和21（1946）年 常見千香夫、加藤克巳らと「鶏苑」を創刊し、編集を担当する。
- 昭和22（1947）年 新歌人集団結成に参加。「短歌研究」に「薄明」42首発表。
- 昭和24（1949）年 離婚。
- 昭和26（1951）年 近藤芳美、中野菊夫、宮柊二、山本友一らと合同歌集『新選五人』に参加する。北国新聞社より『薔薇祭』出版。
- 昭和27（1952）年 木戸昭子と同棲し、浦和に住む。
- 昭和28（1953）年 「鶏苑」の後継誌として「砂廊」発行。
- 昭和29（1954）年 長男曜吉生まれる。美術新報社に入社。
- 昭和31（1956）年 『胡桃の枝の下』出版。
- 昭和35（1960）年 「砂廊」を「作風」に改名。
- 昭和40（1965）年 歌集『山鳴』『象形文字』を出版。
- 昭和41（1966）年 歌集『花筏』出版。第四回「短歌研究賞」受賞。

昭和42（1967）年 『定本三鳴』 出版。
 昭和44（1969）年 水谷ひで子（山上津悠子）と結婚。
 昭和45（1970）年 評論家『実験短歌論』 出版。
 昭和46（1971）年 歌集『川狩』 出版。
 昭和47（1972）年 熱海市水口町へ転居。
 昭和50（1975）年 馬場あき子、佐佐木幸綱らと『短歌のすすめ』 出版。
 昭和55（1980）年 『短歌入門』『大野誠夫全歌集』 出版。
 昭和57（1982）年 歌集『あさくら』 出版。
 昭和59（1984）年 胆のうがんのため死去。第七回『現代短歌大賞』 受賞。

年表から、誠夫のターニングポイントとなったと考えられるのは、中学時代の長南先生、澤ゆきとの出会いである。当時の写真からは、誠夫が太宰治にあこがれをいただいていたことがうかがえる。



利根堤防に立つ大野誠夫



太宰 治

3 校友会雑誌に載る学生時代の誠夫の作品

(1) 椿

私たちは竜ヶ崎一高の同窓会室に収められている「校友会誌」31号、33号、34号に掲載されている中学生時代の誠夫の作品を発見することができた。「校友会誌」31号には、誠夫が中学2年生の時に書いた詩が載っている。

椿 二年 大野誠夫
 赤い椿の花が咲いた
 美しく淋しく咲いた
 幼い日の憧
 優しい姉に抱かれて
 暮の春の野を歩いた

淡い夕暗の中に
白い寂しい姉の顔
私の十二の時に嫁いでしまつた姉
優しい淋しい姉
うつろひもなく
椿の花が咲いた
春のくる毎に
椿の花が咲く毎に
幼いあの頃を思ひ出す

この詩に対する私たちの評は、以下の通りである。

- ① この詩は、誠夫が幼少のころに、親の愛を受けることなく、使用人扱いを受けて過した時の寂しい感情が表現されている。
- ② 椿の花言葉は「控えめな優しさ」、「誇り」であり、この詩の題名にふさわしいと思った。誠夫とともに里子に出された姉への思いや幼いころの寂しさ、姉の包み込むような優しさを読み取ることができる。

この詩は鈴木氏によると「姉とは年子の淑子のこと」であり、「実際は年子ですからまだ結婚しているはずはありません。彼の虚構作品」と解説しており、誠夫が幼いころ里子に出されたつらい経験と、親しくしていた姉が嫁に行ってしまうという寂しさを重ね合わせたように思われる。

(2)冬のくちびる

「校友會誌」33号には誠夫が4年生の時に書いた詩が載っている。(一部抜粋)

冬のくちびる 四年 大野誠夫

黒ずんだ椿の一葉一様に氷のやうな鋭い悲しみを一杯にはらんで田舎の冬はしとりと重い。起きて見ると糞が庭を埋めてゐた、凍りついた黒い土にさらさらとこぼれて箒で掃くとさびしい音を立て、ころげ銀の静かさで光る。

ちっと温室の結晶硝子に頬を押しつけて黄色く咲いた花を見てみると何故かうづく様な胸の鼓動を感じる。

硝子にうつ、たやせて髪の伸びた自分の姿を見て冬の切實な空虚を思った。――

日脚の短い季節の午後、うら侘しい冬の光のたゞよう底に狐色の腹を見せた堤防の芝生に寝ころんで、目刺のやうにやせた身体を伸ばした。

漠々として冷え切った草原。たゞ目を遮へざる何物も無い白茶けた草原の一點に焚火の白い煙があがる。

急に風が出て来た。風は綿か何かをむひつては投げつけ投げつけする様に、退紅色の一角に向つて吹きつける。すさまじい勢で――うー寒くなつたなあー体をまるくして骨ばつた、膝を抱きしめた。

想念はあても無く廣漠とした草原にさ迷ふ。曠野の間を縫ふて流れる帯の様なT河をヂッと凝視すると、私の心は虚無の状態に引戻されて微かな眩暈がやがて眼瞼の上を、なめくちの様にして行く。

冷やかな光が波のやうに溢れてゐる。錫板の静けさ。

この詩に対する私たちの評は、以下の通りである。

- ① この詩は、冬の朝の景色を見た誠夫の感情が生き生きと表現されている。

- ② この詩を読んだとき、風景についての描写が多く冬の寒さや枯れた景色への憂鬱な感情と、春が近づいてくる喜びが対比されていて趣深かった。
- ③ 「友と二人で凍った道に冴えた下駄の音を響かせながら単調なリズムを合わせて口笛を吹きたい。」という部分から（注 省略部分）、誠夫の少年らしさがみられる。別れてしまった友人を思い出し、惜しんでいる様子から、誠夫にとって良い思い出になっていることが表現されている。
- ④ 「うー寒くなったなあ」、「ゲホン」、「珍しかったからさ!」、「さようなら友よ!」、「春がくるぞ!」という表現（注 一部省略）はとても生き生きとして、そのときの誠夫の感情や場面を思い浮かべることができる。

(3)氷原

「校友會誌」34号には、誠夫が5年生の時に書いた文章が載っている。（一部抜粋）

氷原（散文） 五年 大野誠夫

私は人生を悲劇と思ひたくはなかつた。しかし、青白い焔をあげて胸を焦がす寂寥と虚無を、どうすることも出来ぬ。

長い長い火葬場への道である。遮断されたかげの向ふの、はろかなさびしさを睹め乍ら私達は歩いてゐる。追い拂つても消えぬむなしい幻が、はつきりと空間に浮びあがる。

星野先生の浅黒い顔を、私は思ひ浮べてゐる。それから優しい澄んだ眼眸と、叡智をひそませた額を。深い情の言葉が耳もとで囁かれたやうな気がする。あれほどかゞやかしい学識と若さを有つた先生が、私等の世界から永遠に去つて了つたと思ふと、私の胸は、はりさけるやうなさびしきで一杯になる。泣き盡せないわびしさから、先生と私等の短い生活のことも、目を瞑るやうにして思ひ出してみた……………。

物理室の傍の水管から出る水を排除してゐた時の、先生の佻しい微笑は私の心象にいつまでも消えぬであらう。

長い病床生活から解放された佻しさの中にも一抹の明るさがうごめいてゐる微笑で、校庭へ見えた許りの先生のお姿だった。私達は心から全快をお祝した。だが、それもはかない一片の歓びだったとは。先生は又学校をお休みになった。それから後は、せぐりくる涙で書くことは出来ぬ。

あゝあの時の芭蕉の葉のゆらぐ秋陽の中の、先生の微笑はまざまざと私の目にある。しろじろと光る水管の水と共に。

私は目から□□い柩車が轍の音を、かなしく冬の陽ざしに織り込んでゆく。うなだれた行列である。私は死と云ふ現實の前に厳肅なみぶるいを感じる。

先生の御霊よ。安らかに在せ、祈祷の聲がかすかにかすかにきこえてくる。神々の捧げる炬火に、導かれながら、先生の魂は静かに昇天してゆくことだらう。

白い柩車はゆく。痛ましく、軋々と……………。

この文章（散文）に対する私たちの評は、以下の通りである。

- ① この文章は、先生が亡くなった時の誠夫の悲しみや無力感がありありと表現されている。
- ② 「先生の佻しい微笑は私の心の心象にいつまでも消えぬであらう。」「先生は又学校をお休みになった。それから後は、せぐりくる涙で書くことは出来ぬ。」という部分から、誠夫が星野先生のことを慕っていて、先生の死に対する計り知れない深い悲しみがとても伝わってくる。
- ③ 「私は死と云ふ現實の前に厳肅なみぶるいを感じる。」という部分で、身近な人の死に直面した時の、誠夫の死に対する恐れが示され、学生ながらも大人びた様子がかがえる。

- ④ この詩の「先生の御霊よ。安らかに在せ、祈祷の聲がかすかにかすかにきこえてくる。神々の捧げる炬火に、導かれながら、先生の魂は静かに、昇天してゆくことだらう。」という部分から、星野先生への感謝と敬意が表れている。暗い雰囲気のある作品が多い誠夫であるが、ここからは大切な人を想う気持ちが非常に伝わってくる。

(4)まとめ

誠夫の作品には学生とは思えない難解な表現が多く、すでに歌人としての素質がみられる。またこれら3作品は誠夫が歌人として世に出る前の作品であり、今回の「校友会誌」の調査を通して新たに発見することができた。

誠夫はこれまで数多くの歌集や著作集を残してきたため、彼の作品は多くの人に読まれ、批評されてきただろう。しかし、今回私たちが発見した作品は人の目に触れる機会が殆ど無いような作品であるため、それらを批評したことは大きな成果であるに違いない。埋もれていた誠夫の学生時代の作品を発掘し批評したことは非常に大きな意義があった。

4 大野誠夫と詩人澤ゆき

(1)澤ゆきとの出会い

誠夫は旧制龍ヶ崎中学校時代に同級生の正蔵の母澤ゆきが詩人であることを知った。

澤ゆきの本名は相澤ゆきであり、大正3（1914）年に龍ヶ崎町で酒造業を営む飯野保平と結婚したのち飯野ゆきとなる。澤ゆきは川路柳虹、島崎藤村、森鷗外らの著名な人物に詩人として高く評価された。しかし、上京しようとするも両親のために地元で暮らし続けたため、その名が広く世間に知られることはなかった。



澤ゆき

「明治大正文学集」（春陽堂版）の詩篇に収められている澤ゆきの誌を初めて読んだ時、誠夫は「ルノアールやモネのあの光の交響をそこに思い浮かべた。

これは極めて自然であった。」と語っている。それから、誠夫は詩を書いて正蔵を通じて詩の添削を澤ゆきに依頼した。澤ゆきは丁寧に朱を入れて手紙を添えて返してくれたそうだ。誠夫は少しの賛辞では悦ばない少年であったが、澤ゆきの文章は「傷だらけの心を柔らかく包んでくれる、たとえばなめらかな光のようなもの」、「愛とってしまうには惜しい美しいかげりのある文章」であったという。誠夫は正蔵を介して澤ゆきから藤村の『若菜集』や北川冬彦などの詩集を借りて読み漁ったといわれている。

また澤ゆきは添削とは別に誠夫に励ましの言葉を贈った。中学5年生の3学期、正蔵から渡された手紙には意外なことが書いてあった。澤ゆきの詩友が経営する東京の会社で働いてみる気はないか、働きながら文学の勉強ができる、というものだった。村を出たかった誠夫は素直に応じたが、間もなくその会社は営業不振で社員の採用は取りやめとなったことを知らされ、誠夫はがっかりしたそうだ。

このように幼少期、母の愛情を知らないで育った誠夫にとって澤ゆきという存在はとても大きく、母のような女性というだけでは足りない、憧れの女性であったといえるだろう。

(2)澤ゆきと校友会雑誌

「作風」（第18巻5号）に掲載された誠夫の記述には、「私が夫人と精神的な交渉を持ったのは十七、八歳のころである。私は田舎の中学生であった。」とあることから、誠夫が中学4年生の時、

「校友會誌」33号に「冬のくちびる」や5年生の時、34号に「氷原」を寄稿した頃には澤ゆきに詩の添削を受けていた可能性が高い。

(3)澤ゆきと「森鷗外の手紙」

誠夫は詩の添削を依頼している間も澤ゆきと決して会おうとはしなかった。その理由を誠夫は次のように語っている。

「私は反面ひどく内気で、はにかみ屋であった。私は夫人を決して訪ねなかった。一つは身辺のことをいろいろ聞かれるのが嫌だった。私の家の事情を聞かれるなら死んでしまいたいくらいだった。私は夫人を訪ねることを恐れ、夫人の愛になじむことを自分自身に戒めた。」(「作風」から抜粋)

しかし誠夫は実際には澤ゆきの酒屋の前を自転車で通り過ぎ、彼女の何を何度も目にしていたようである。

澤ゆきは詩人を志し上京しようとして森鷗外を頼ったことがあった。明治44(1911)年11月澤ゆきが18歳のとき森鷗外宅を直接訪問したことが鷗外日記に出てくる。鷗外からの手紙は4通確認することができるが、そのうちの一通は誠夫が所有することになる。

誠夫が澤ゆきを訪ねたのは昭和32(1957)年、誠夫が43歳、澤ゆきが63歳の時であり、友人と誠夫の生家に一泊後二人で飯野屋を訪れた。その時の様子が『作風』「鷗外の手紙—壁画(4)—」に書かれている。

「初めて逢ったという感じはまるでなかった。旧知の人をむかえるように私たちをもてなし、こまかい心くばりようであった。私は酒をいただき、はい、はい、と差されるままに飲んだ、とある。そしていくらか度を過し酔いの力も手伝って、誠夫は澤ゆきの見せてくれた藤村や鷗外の手紙を無心してしまった。澤ゆきは「田舎の家にしまっておくよりは」と言って鷗外の手紙を誠夫に譲ってくれた。

(4)澤ゆきの存在

澤ゆきは長南先生とともに誠夫の人生に大きな影響を与えた人物であった。誠夫にとって夫人の言葉は「無頓の人間に心に、人知れず生きつづけ、創作の道しるべのような役」を果たすものであり、澤ゆきは誠夫の母であり恋人でもあるような大切な存在だった。

5 大野誠夫の歌碑

大野誠夫の歌碑は現在、誠夫の母校である竜ヶ崎一高と、出身地である河内町の「かわち水と緑のふれあい公園」、誠夫の生家の3ヵ所に建てられている。誠夫は生前、歌碑を建てることに対して否定的な意見を持っていたそうだ。

(1)竜ヶ崎一高に建つ歌碑

竜ヶ崎一高にある歌碑は、現在の特別棟前自転車置き場付近にあり、市内を一望できるところに建っている。歌碑に刻まれている短歌を以下に記しておく。

琅玕のひとつまもりて年経しと 誰にか告げむ木々に鳥啼く

この歌は、歌集「水幻記」に収められている。誠夫が生家を訪れた時に詠んだ歌だそうだ。鈴木氏はこの歌について「琅玕は中国産の青緑色の半透明の硬い玉です。この玉のように大切なもの、自分の生き方を一つ守りながら、わたしはずっと年を経てきた、誰に告げようか、いや誰に告げなくてもよい。この木々の鳥の鳴き声がかい。と自信にあふれた喜びを歌っています。」と解説している。

歌碑は昭和62（1987）年8月、誠夫が主宰していた作風社が中心となり「『作風』創刊四〇周年記念事業」の一環として建設されたものである。除幕式には門下生、ひでこ夫人、長男曜吉氏はじめ親族120人が出席、恩師長南俊雄先生ら多くの人々が出席したそうだ。歌碑の裏面には「作風」歌碑建立委員長である津川洋三氏の撰文が刻まれている。

歌碑に刻む歌としてはもう一首候補に挙がった歌があったそうだ。その短歌は以下の通りである。

街頭に光溢れて春さびし 荷曳ける馬は疲れてゐたり

この歌は誠夫が昭和6（1931）年17歳の時に長南先生の指導を受けて歌誌「ささがに」に初めて掲載された6首のうちの最初の歌であり、誠夫の歌集「花筏」（昭和41年刊）の巻頭歌になっている。この歌が採用されなかった理由として生徒に「さびし」「疲れ」は如何なものかと考えられたからである。しかし鈴木氏は、「戦前社会矛盾に目覚めた少年の純粋な気持ちをうたった歌こそ母校に建つ歌碑には相応しかったのかも知れません。」と述べた。

(2)「かわち水と緑のふれあい公園」に建つ歌碑

「かわち水と緑のふれあい公園」に建つ歌碑は、緑豊かな公園の内部にあり、池のほとりに建てられている。歌碑に刻まれた短歌は、

逢ひたがる人みな失せし川べりの 村歩みをり眠るわれは

という歌で、歌集「水観」おさめられている。鈴木氏は、「体の衰えを知るにつれ故郷が懐かしく思い出され、気が付くと子どもの頃遊んだ利根の川べりを歩いている自分がいました。会いたい人はたくさんいたのにもう誰もいない。故郷を恋い慕った歌です。」と解説している。

この歌は誠夫の「生誕九十年、没後二十年を迎え、短歌史上の彼の大きな足跡を生誕の地にも留め置くため」に平成16（2004）年5月23日に建てられた。歌碑建立のために地元の文学関係者らが「大野誠夫歌碑建立委員会」を結成し全国の短歌愛好者らに協力を呼びかけた。写真は「大野誠夫歌碑建立事業収支報告書（見込）」である。この写真から658件もの募金がされたことがわかり、大野誠夫は河内町が誇る偉大な人物だと考えられていた。

項目	金額	件数
収入	6,584,000	658件
支出	3,422,000	200件
繰上金	316,000	32件
繰下金	100,000	河内町補助金
合計	6,584,000	

(3)大野誠夫の生家に建つ歌碑

藤蔵河岸（現在の河内町竜ヶ崎町1820）にある誠夫の生家の門前にある歌碑は、今では空き家となっている家にひっそりと建てられている。歌碑に刻まれているのが以下に示す短歌である。

雪ふらぬ熱海に移りいくとせか何ぞ恋しき水辺の故郷

この歌は、歌集「水観」に収められている。鈴木氏は歌を「死を間近にして、雪の降らない熱海に住んで何年になるだろう、遠い昔捨てた利根の川べりの故郷を恋しく思い出しています。もうかつての恨みも、苦しみもすべては忘れ、懐かしい思い出ばかり浮かんでいきます。」と解説している。

この歌碑は誠夫の兄嫁である大野きよによって建てられた。しかしいつどのような経緯で建てられたかはあまり知られていない。

(4)歌碑について

誠夫の歌碑の数は著名な歌人に比べ少ないように思われる。しかし歌碑は、それぞれ誠夫のゆかりの地に建てられ、現在でも地元の人々の誇りとなっている。今回の調査・研究を通じて、誠夫の歌碑がより多くの人々の目に留まるようになればよいと考える。

6 おわりに

誠夫は幼少期から父母との関係が悪く、里子に出されたり、歌人としての人生を歩んでからもなお、結婚や離婚を繰り返したりするなど波乱万丈な人生を送った。

今回の調査を通して、誠夫が歌人として世に出る前の作品を「校友会誌」で発見し批評することができ、また澤ゆきは誠夫の歌人人生に大きな影響を与える存在であることが判明した。さらに誠夫の3つの歌碑が建てられた経緯を知るなど、多くの情報を得ることもできた。

これらのことから、誠夫は周囲の人々の支えもありながら歌人としての人生を歩んでいたということが分かった。

学生時代から詩を書くなど、その実力は確かなものであったが、現在では地元の人々だけでなく、竜ヶ崎一高生でさえ誠夫について知る人はほとんどいない。誠夫があまり世に知られていない理由としては、時代の流れに乗り切れなかったことや、力のある門人が育っても誠夫のもとを離れてしまったことが挙げられるだろう。どのようにして歌人大野誠夫について知ってもらうか、その手立てを考えることが今後の課題といえよう。

今回の私たちの調査で歌人としての実力を備える誠夫はより評価され、さらに多くの人々に知られるきっかけとなればよいと思う。

最後に当時の貴重な情報をお話いただいた皆様にお礼を申し上げたい。

注)

沢ゆき子と表記されている資料もあるが、多くの資料で澤ゆきと表記されており、今回は誠夫との関わりを調査したため、ここでは澤ゆきに統一する。

参考文献

「長山講座 河内町生まれの歌人 大野誠夫の生涯と作品」鈴木 久 平成26年

『歌人 大野誠夫の青春』綾部光芳 いのり社 平成26年

『常陽藝文』2001 3月号(第214号) 常陽藝文センター 昭和58年

『校友会雑誌』第31号 龍ヶ崎中学校

『校友会雑誌』第33号 龍ヶ崎中学校

『校友会雑誌』第34号 龍ヶ崎中学校

『竜ヶ崎一高白幡同窓会会報』第23号 平成24年

『星霜百年白幡台』竜ヶ崎第一高等学校 平成13年

『大野誠夫歌碑建立記念誌』河内町 平成16年

『茨城新聞』平成16年

『作風』第18巻 第5号 作風社 昭和38年

『無頼の悲哀－歌人大野誠夫の生涯』坂出裕子 平成19年

本文関連資料



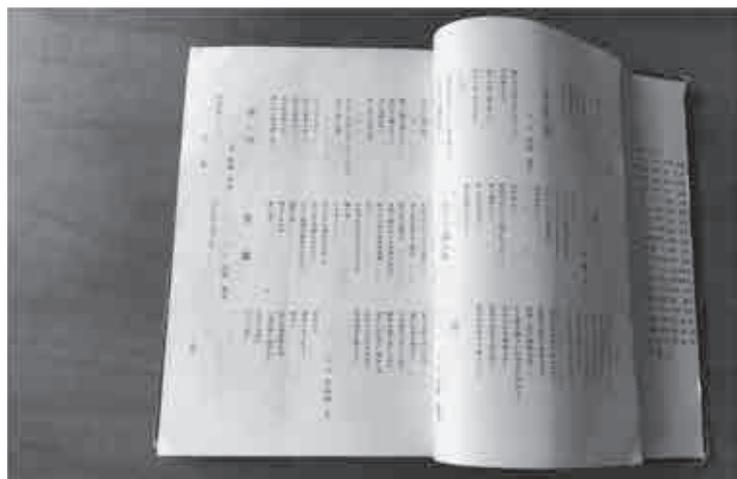
子煩悩の大野誠夫（昭和20年代頃）大野誠夫



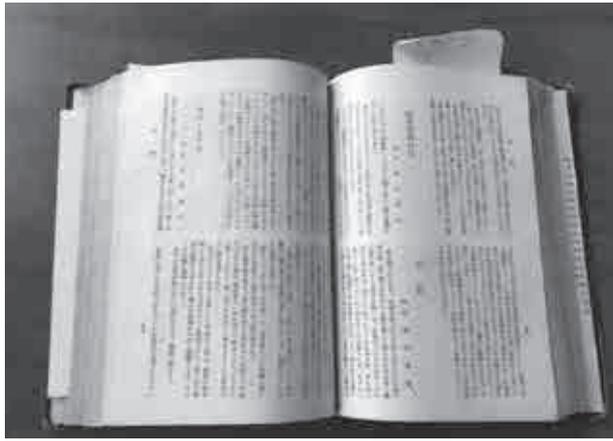
行春館先生苦吟の図 大野誠夫の自画像
（昭和29年頃）大野誠夫の青春より



竜ヶ崎一高の大野誠夫文庫



校友会雑誌 31号 椿 二年 大野誠夫 竜ヶ崎一高蔵



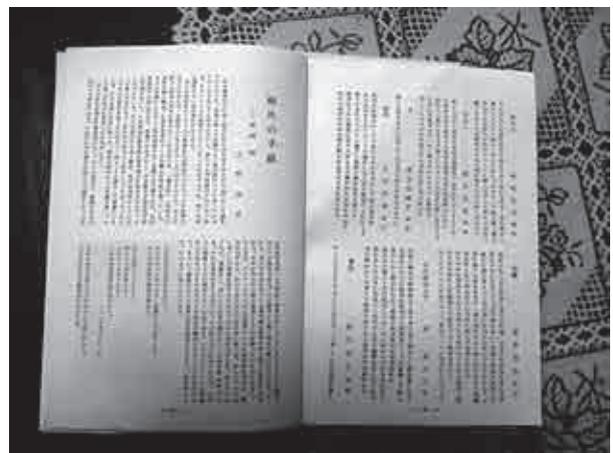
校友会雑誌 33号 冬のくちびる 四年
大野誠夫 竜ヶ崎一高蔵



校友会雑誌 34号 五年 大野誠夫 竜ヶ崎一高蔵



作風 (18巻 第5号) 鈴木久氏蔵



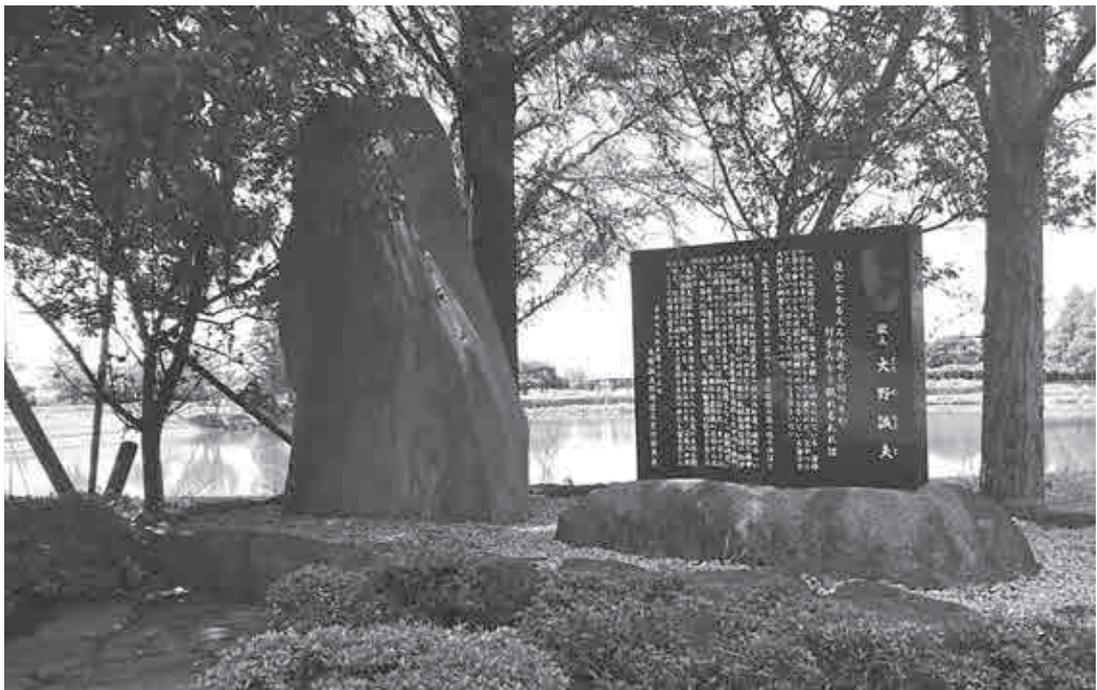
森鷗外の手紙 — 壁画(4)—



誠夫の生家の門前にある歌碑



竜ヶ崎一高の敷地内にある誠夫の歌碑



かわち水と緑のふれあい公園内にある誠夫の歌碑